

水海道小児童クラブ A 運営規程

(事業の目的)

第 1 条 水海道小児童クラブ A は、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 6 条の 3 第 2 項に基づき、放課後児童健全育成事業を行うことを目的とする。

(運営の方針)

- 第 2 条 保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生を利用対象とし、放課後や学校の休業日等に適切な遊びや生活の場を提供することにより、児童の健全な育成を図るとともに、本事業の実施を通して、仕事と子育ての両立を支援するものとする。
- 2 事業の実施にあたっては、利用者の人権に十分配慮するとともに、利用者的人格を尊重して、運営を行うものとする。
 - 3 事業の実施にあたっては、地域との結びつきを重視し、利用者が通学する小学校およびその他の関係機関との密接な連携に努めるものとする。
 - 4 事業の実施にあたっては、自らその提供する支援の評価を行い、常にその改善を図る。
 - 5 前 4 項のほか、児童福祉法及び常総市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 26 年 9 月 17 日常総市条例第 19 号）その他の関係法令等を遵守し、事業を実施するものとする。

(事業所の名称等)

第 3 条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称：水海道小児童クラブ A
- (2) 所在地：常総市水海道天満町 2 5 1 6 番地 1

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第 4 条 水海道小児童クラブ A における職員の種類、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- (1) 職種：放課後児童支援員、補助員
- (2) 員数：1 単位につき最低 2 名（児童支援員を最低 1 名常駐させる）
- (3) 職務内容：放課後児童支援員は、利用者への支援提供、利用者と保護者との連絡調整、設備及び備品等の安全管理を行う。補助員は、放課後児童支援員の補助を行う。

(開所日及び開所時間)

第 5 条 水海道小児童クラブ A の開所日及び開所時間は、次のとおりとする。

- (1) 月曜日から金曜日までの授業日：授業の終了後から午後 7 時
- (2) 土曜日：午前 7 時から午後 7 時
- (3) 学校の休業日：午前 7 時から午後 7 時

(休所日)

第 6 条 水海道小児童クラブ A の休所日は、次のとおりとする。

- (1) 日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日
- (3) お盆（8 月 13 日～16 日）
- (4) 年末年始（12 月 29 日～1 月 3 日）
- (5) その他、学級閉鎖や、台風・大雪等で学校が臨時休校になった日

(支援の内容)

第 7 条 水海道小児童クラブ A における放課後児童健全育成事業の内容は、次のとおりとする。

- (1) 放課後児童健全育成事業における支援の提供
第 5 条に規定する開所日及び開所時間において、利用者の支援を行うものとする。
- (2) その他支援に係る行事等

(保護者が支払うべき額等)

第 8 条 水海道小児童クラブ A を利用する児童の保護者が支払う額は、次のとおりとする。

- (1) 使用料：有料 ※常総市児童クラブの設置及び管理に関する条例のとおり
- (2) おやつ代：80 円/日 ※食べた日数分で計上

(3)その他 : イベント代 ※料金が発生するイベントのみ
(利用定員)

第9条 水海道小児童クラブAの定員は、38名とする。

(通常の事業の実施区域)

第10条 水海道小児童クラブAの通常の事業実施は、常総市水海道小学校区とする。

| 2

(事業の利用に当たっての留意事項)

第11条 水海道小児童クラブAを利用する児童の保護者は、事業の利用に当たっては、次に規定する内容および『申請案内』『児童クラブのしおり』に記載されている事項に留意すること。

- (1)児童が欠席をする場合には、保護者は電話その他の連絡方法により、児童クラブへ届け出ること。
- (2)児童又はその家族の感染症の発生により、外の児童へ感染する恐れがあると認められる場合は、事業者は児童に対して、欠席を命じることができる。

(緊急時及び事故発生時等における対応方法)

第12条 放課後児童支援員及び補助員は、緊急時及び事故発生時等には、『安全管理マニュアル』に従い、対応するものとする。

(非常災害対策)

第13条 放課後児童支援員及び補助員は、非常災害発生時には『災害時対応マニュアル』に従い、対応するものとする。

(個人情報の保護)

第14条 放課後児童支援員及び補助員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た児童又はその家族の個人情報を漏らしてはならない。

- 2 事業者(常総市)は、放課後児童支援員及び補助員であった者が辞職した後においても、業務上知り得た個人情報を漏らしてはならない旨を、雇用契約時の内容とする。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第15条 放課後児童支援員及び補助員は、児童に対し、児童福祉法第33条の10各号に掲げる行為その他、児童の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(その他事業の運営に関する重要事項)

第16条 事業者(常総市)は、放課後児童支援員及び補助員の資質向上を図るために、研修の機会を設けるものとする。

- 2 事業者(常総市)は、放課後児童支援員及び補助員・設備・備品および会計に関する諸記録を整備し、市が定める期間(事業年度終了後5年間)保存するものとする。
- 3 事業者(常総市)は、児童の支援に関する諸記録を整備し、市が定める期間(事業年度終了後5年間)保存するものとする。
- 4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、必要に応じて保護者に周知するものとする。

附 則

この規定は、平成27年4月1日から施行する。

この規定は、令和2年4月1日から施行する。

(第1条、第3条から第11条、第16条改正)

この規定は、令和3年4月1日から施行する。

水海道小児童クラブB運営規程

(事業の目的)

第1条 水海道小児童クラブBは、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第2項に基づき、放課後児童健全育成事業を行うことを目的とする。

(運営の方針)

- 第2条 保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生を利用対象とし、放課後や学校の休業日等に適切な遊びや生活の場を提供することにより、児童の健全な育成を図るとともに、本事業の実施を通して、仕事と子育ての両立を支援するものとする。
- 2 事業の実施にあたっては、利用者の人権に十分配慮するとともに、利用者的人格を尊重して、運営を行うものとする。
- 3 事業の実施にあたっては、地域との結びつきを重視し、利用者が通学する小学校およびその他の関係機関との密接な連携に努めるものとする。
- 4 事業の実施にあたっては、自らその提供する支援の評価を行い、常にその改善を図る。
- 5 前4項のほか、児童福祉法及び常総市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年9月17日常総市条例第19号）その他の関係法令等を遵守し、事業を実施するものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称：水海道小児童クラブB
- (2) 所在地：常総市水海道天満町2516番地1

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 水海道小児童クラブBにおける職員の種類、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- (1) 職種：放課後児童支援員、補助員
- (2) 員数：1単位につき最低2名（児童支援員を最低1名常駐させる）
- (3) 職務内容：放課後児童支援員は、利用者への支援提供、利用者と保護者との連絡調整、設備及び備品等の安全管理を行う。補助員は、放課後児童支援員の補助を行う。

(開所日及び開所時間)

第5条 水海道小児童クラブBの開所日及び開所時間は、次のとおりとする。

- (1) 月曜日から金曜日までの授業日：授業の終了後から午後7時
- (2) 学校の休業日：午前7時から午後7時

(休所日)

第6条 水海道小児童クラブBの休所日は、次のとおりとする。

- (1) 土曜日・日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (3) お盆（8月13日～16日）
- (4) 年末年始（12月29日～1月3日）
- (5) その他、学級閉鎖や、台風・大雪等で学校が臨時休校になった日

(支援の内容)

第7条 水海道小児童クラブBにおける放課後児童健全育成事業の内容は、次のとおりとする。

- (1) 放課後児童健全育成事業における支援の提供
第5条に規定する開所日及び開所時間において、利用者の支援を行うものとする。
- (2) その他支援に係る行事等

(保護者が支払うべき額等)

第8条 水海道小児童クラブBを利用する児童の保護者が支払う額は、次のとおりとする。

- (1) 利用料：有料 ※常総市児童クラブの設置及び管理に関する条例のとおり
- (2) おやつ代：80円/日 ※食べた日数分で計上
- (3) その他：イベント代 ※料金が発生するイベントのみ

(利用定員)

第9条 水海道小児童クラブBの定員は、34名とする。

(通常の事業の実施区域)

第10条 水海道小児童クラブBの通常の事業実施は、常総市水海道小学校区とする。

| 4

(事業の利用に当たっての留意事項)

第11条 水海道小児童クラブBを利用する児童の保護者は、事業の利用に当たっては、次に規定する内容および『申請案内』『児童クラブのしおり』に記載されている事項に留意すること。

- (1) 児童が欠席をする場合には、保護者は電話その他の連絡方法により、児童クラブへ届け出ること。
- (2) 児童又はその家族の感染症の発生により、外の児童へ感染する恐れがあると認められる場合は、事業者は児童に対して、欠席を命じることができる。

(緊急時及び事故発生時等における対応方法)

第12条 放課後児童支援員及び補助員は、緊急時及び事故発生時等には、『安全管理マニュアル』に従い、対応するものとする。

(非常災害対策)

第13条 放課後児童支援員及び補助員は、非常災害発生時には『災害時対応マニュアル』に従い、対応するものとする。

(個人情報の保護)

第14条 放課後児童支援員及び補助員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た児童又はその家族の個人情報を漏らしてはならない。

- 2 事業者（常総市）は、放課後児童支援員及び補助員であった者が辞職した後においても、業務上知り得た個人情報を漏らしてはならない旨を、雇用契約時の内容とする。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第15条 放課後児童支援員及び補助員は、児童に対し、児童福祉法第33条の10各号に掲げる行為その他、児童の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(その他事業の運営に関する重要事項)

第16条 事業者（常総市）は、放課後児童支援員及び補助員の資質向上を図るために、研修の機会を設けるものとする。

- 2 事業者（常総市）は、放課後児童支援員及び補助員・設備・備品および会計に関する諸記録を整備し、市が定める期間（事業年度終了後5年間）保存するものとする。
- 3 事業者（常総市）は、児童の支援に関する諸記録を整備し、市が定める期間（事業年度終了後5年間）保存するものとする。
- 4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、必要に応じて保護者に周知するものとする。

附 則

この規定は、平成27年4月1日から施行する。

この規定は、令和2年4月1日から施行する。

（第1条、第2条から第11条改正）

この規定は、令和3年4月1日から施行する。

水海道小児童クラブC運営規程

(事業の目的)

第1条 水海道小児童クラブCは、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第2項に基づき、放課後児童健全育成事業を行うことを目的とする。

(運営の方針)

第2条 保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生を利用対象とし、放課後や学校の休業日等に適切な遊びや生活の場を提供することにより、児童の健全な育成を図るとともに、本事業の実施を通して、仕事と子育ての両立を支援するものとする。

2 事業の実施にあたっては、利用者の人権に十分配慮するとともに、利用者的人格を尊重して、運営を行うものとする。

3 事業の実施にあたっては、地域との結びつきを重視し、利用者が通学する小学校およびその他の関係機関との密接な連携に努めるものとする。

4 事業の実施にあたっては、自らその提供する支援の評価を行い、常にその改善を図る。

5 前4項のほか、児童福祉法及び常総市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年9月17日常総市条例第19号）その他の関係法令等を遵守し、事業を実施するものとする。

15

(事業所の名称等)

第3条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称：水海道小児童クラブC
- (2) 所在地：常総市水海道天満町2516番地1

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 水海道小児童クラブCにおける職員の種類、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- (1) 職種：放課後児童支援員、補助員
- (2) 員数：1単位につき最低2名（児童支援員を最低1名常駐させる）
- (3) 職務内容：放課後児童支援員は、利用者への支援提供、利用者と保護者との連絡調整、設備及び備品等の安全管理を行う。補助員は、放課後児童支援員の補助を行う。

(開所日及び開所時間)

第5条 水海道小児童クラブCの開所日及び開所時間は、次のとおりとする。

- (1) 月曜日から金曜日までの授業日：授業の終了後から午後7時
- (2) 学校の休業日：午前7時から午後7時

(休所日)

第6条 水海道小児童クラブCの休所日は、次のとおりとする。

- (1) 土曜日・日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (3) お盆（8月13日～16日）
- (4) 年末年始（12月29日～1月3日）
- (5) その他、学級閉鎖や、台風・大雪等で学校が臨時休校になった日

(支援の内容)

第7条 水海道小児童クラブCにおける放課後児童健全育成事業の内容は、次のとおりとする。

- (1) 放課後児童健全育成事業における支援の提供
第5条に規定する開所日及び開所時間において、利用者の支援を行うものとする。
- (2) その他支援に係る行事等

(保護者が支払うべき額等)

第8条 水海道小児童クラブCを利用する児童の保護者が支払う額は、次のとおりとする。

- (1) 利用料：有料 ※常総市児童クラブの設置及び管理に関する条例のとおり
- (2) おやつ代：80円/日 ※食べた日数分で計上
- (3) その他：イベント代 ※料金が発生するイベントのみ

(利用定員)

第9条 水海道小児童クラブCの定員は、38名とする。

(通常の事業の実施区域)

第10条 水海道小児童クラブCの通常の事業実施は、常総市水海道小学校区とする。

| 6

(事業の利用に当たっての留意事項)

第11条 水海道小児童クラブCを利用する児童の保護者は、事業の利用に当たっては、次に規定する内容および『申請案内』『児童クラブのしおり』に記載されている事項に留意すること。

- (1) 児童が欠席をする場合には、保護者は電話その他の連絡方法により、児童クラブへ届け出ること。
- (2) 児童又はその家族の感染症の発生により、外の児童へ感染する恐れがあると認められる場合は、事業者は児童に対して、欠席を命じることができる。

(緊急時及び事故発生時等における対応方法)

第12条 放課後児童支援員及び補助員は、緊急時及び事故発生時等には、『安全管理マニュアル』に従い、対応するものとする。

(非常災害対策)

第13条 放課後児童支援員及び補助員は、非常災害発生時には『災害時対応マニュアル』に従い、対応するものとする。

(個人情報の保護)

第14条 放課後児童支援員及び補助員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た児童又はその家族の個人情報を漏らしてはならない。

- 2 事業者（常総市）は、放課後児童支援員及び補助員であった者が辞職した後においても、業務上知り得た個人情報を漏らしてはならない旨を、雇用契約時の内容とする。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第15条 放課後児童支援員及び補助員は、児童に対し、児童福祉法第33条の10各号に掲げる行為その他、児童の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(その他事業の運営に関する重要事項)

第16条 事業者（常総市）は、放課後児童支援員及び補助員の資質向上を図るために、研修の機会を設けるものとする。

- 2 事業者（常総市）は、放課後児童支援員及び補助員・設備・備品および会計に関する諸記録を整備し、市が定める期間（事業年度終了後5年間）保存するものとする。
- 3 事業者（常総市）は、児童の支援に関する諸記録を整備し、市が定める期間（事業年度終了後5年間）保存するものとする。
- 4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、必要に応じて保護者に周知するものとする。

附 則

この規定は、平成27年4月1日から施行する。

この規定は、令和2年4月1日から施行する。

（第1条、第2条から第11条改正）

この規定は、令和3年4月1日から施行する。

水海道小児童クラブD運営規程

(事業の目的)

第1条 水海道小児童クラブDは、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第2項に基づき、放課後児童健全育成事業を行うことを目的とする。

(運営の方針)

第2条 保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生を利用対象とし、放課後や学校の休業日等に適切な遊びや生活の場を提供することにより、児童の健全な育成を図るとともに、本事業の実施を通して、仕事と子育ての両立を支援するものとする。

2 事業の実施にあたっては、利用者の人権に十分配慮するとともに、利用者的人格を尊重して、運営を行うものとする。

3 事業の実施にあたっては、地域との結びつきを重視し、利用者が通学する小学校およびその他の関係機関との密接な連携に努めるものとする。

4 事業の実施にあたっては、自らその提供する支援の評価を行い、常にその改善を図る。

5 前4項のほか、児童福祉法及び常総市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年9月17日常総市条例第19号）その他の関係法令等を遵守し、事業を実施するものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称：水海道小児童クラブD
- (2) 所在地：常総市水海道天満町2516番地1

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 水海道小児童クラブDにおける職員の種類、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- (1) 職種：放課後児童支援員、補助員
- (2) 員数：1単位につき最低2名（児童支援員を最低1名常駐させる）
- (3) 職務内容：放課後児童支援員は、利用者への支援提供、利用者と保護者との連絡調整、設備及び備品等の安全管理を行う。補助員は、放課後児童支援員の補助を行う。

(開所日及び開所時間)

第5条 水海道小児童クラブDの開所日及び開所時間は、次のとおりとする。

- (1) 月曜日から金曜日までの授業日：授業の終了後から午後7時
- (2) 学校の休業日：午前7時から午後7時

(休所日)

第6条 水海道小児童クラブDの休所日は、次のとおりとする。

- (1) 土曜日・日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (3) お盆（8月13日～16日）
- (4) 年末年始（12月29日～1月3日）
- (5) その他、学級閉鎖や、台風・大雪等で学校が臨時休校になった日

(支援の内容)

第7条 水海道小児童クラブDにおける放課後児童健全育成事業の内容は、次のとおりとする。

- (1) 放課後児童健全育成事業における支援の提供
第5条に規定する開所日及び開所時間において、利用者の支援を行うものとする。
- (2) その他支援に係る行事等

(保護者が支払うべき額等)

第8条 水海道小児童クラブDを利用する児童の保護者が支払う額は、次のとおりとする。

- (1) 利用料：有料 ※常総市児童クラブの設置及び管理に関する条例のとおり
- (2) おやつ代：80円/日 ※食べた日数分で計上
- (3) その他：イベント代 ※料金が発生するイベントのみ

(利用定員)

第9条 水海道小児童クラブDの定員は、34名とする。

(通常の事業の実施区域)

第10条 水海道小児童クラブDの通常の事業実施は、常総市水海道小学校区とする。

| 8

(事業の利用に当たっての留意事項)

第11条 水海道小児童クラブDを利用する児童の保護者は、事業の利用に当たっては、次に規定する内容および『申請案内』『児童クラブのしおり』に記載されている事項に留意すること。

- (1) 児童が欠席をする場合には、保護者は電話その他の連絡方法により、児童クラブへ届け出ること。
- (2) 児童又はその家族の感染症の発生により、外の児童へ感染する恐れがあると認められる場合は、事業者は児童に対して、欠席を命じることができる。

(緊急時及び事故発生時等における対応方法)

第12条 放課後児童支援員及び補助員は、緊急時及び事故発生時等には、『安全管理マニュアル』に従い、対応するものとする。

(非常災害対策)

第13条 放課後児童支援員及び補助員は、非常災害発生時には『災害時対応マニュアル』に従い、対応するものとする。

(個人情報の保護)

第14条 放課後児童支援員及び補助員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た児童又はその家族の個人情報を漏らしてはならない。

- 2 事業者（常総市）は、放課後児童支援員及び補助員であった者が辞職した後においても、業務上知り得た個人情報を漏らしてはならない旨を、雇用契約時の内容とする。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第15条 放課後児童支援員及び補助員は、児童に対し、児童福祉法第33条の10各号に掲げる行為その他、児童の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(その他事業の運営に関する重要事項)

第16条 事業者（常総市）は、放課後児童支援員及び補助員の資質向上を図るために、研修の機会を設けるものとする。

- 2 事業者（常総市）は、放課後児童支援員及び補助員・設備・備品および会計に関する諸記録を整備し、市が定める期間（事業年度終了後5年間）保存するものとする。
- 3 事業者（常総市）は、児童の支援に関する諸記録を整備し、市が定める期間（事業年度終了後5年間）保存するものとする。
- 4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、必要に応じて保護者に周知するものとする。

附 則

この規定は、平成27年4月1日から施行する。

この規定は、令和2年4月1日から施行する。

（第1条、第2条から第11条改正）

この規定は、令和3年4月1日から施行する。

三妻児童クラブA運営規程

(事業の目的)

第1条 三妻児童クラブAは、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第2項に基づき、放課後児童健全育成事業を行うことを目的とする。

(運営の方針)

- 第2条 保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生を利用対象とし、放課後や学校の休業日等に適切な遊びや生活の場を提供することにより、児童の健全な育成を図るとともに、本事業の実施を通して、仕事と子育ての両立を支援するものとする。
- 2 事業の実施にあたっては、利用者の人権に十分配慮するとともに、利用者的人格を尊重して、運営を行うものとする。
 - 3 事業の実施にあたっては、地域との結びつきを重視し、利用者が通学する小学校およびその他の関係機関との密接な連携に努めるものとする。
 - 4 事業の実施にあたっては、自らその提供する支援の評価を行い、常にその改善を図る。
 - 5 前4項のほか、児童福祉法及び常総市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年9月17日常総市条例第19号）その他の関係法令等を遵守し、事業を実施するものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1)名称：三妻児童クラブA
- (2)所在地：常総市中妻町2641番地1

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 三妻児童クラブAにおける職員の種類、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- (1)職種：放課後児童支援員、補助員
- (2)職員数：1単位につき最低2名（児童支援員を最低1名常駐させる）
- (3)職務内容：放課後児童支援員は、利用者への支援提供、利用者と保護者との連絡調整、設備及び備品等の安全管理を行う。補助員は、放課後児童支援員の補助を行う。

(開所日及び開所時間)

第5条 三妻児童クラブAの開所日及び開所時間は、次のとおりとする。

- (1)月曜日から金曜日までの授業日：授業の終了後から午後7時
- (2)第1及び第3土曜日：午前7時から午後1時
- (3)学校の休業日：午前7時から午後7時

(休所日)

第6条 三妻児童クラブAの休所日は、次のとおりとする。

- (1)日曜日
- (2)第1及び第3以外の土曜日
- (3)国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (4)お盆（8月13日～16日）
- (5)年末年始（12月29日～1月3日）
- (6)その他、学級閉鎖や、台風・大雪等で学校が臨時休校になった日

(支援の内容)

第7条 三妻児童クラブAにおける放課後児童健全育成事業の内容は、次のとおりとする。

- (1)放課後児童健全育成事業における支援の提供
第5条に規定する開所日及び開所時間において、利用者の支援を行うものとする。
- (2)その他支援に係る行事等

(保護者が支払うべき額等)

第8条 三妻児童クラブAを利用する児童の保護者が支払う額は、次のとおりとする。

- (1)利用料：有料 ※常総市児童クラブの設置及び管理に関する条例のとおり

- (2)おやつ代：80円/日 ※食べた日数分で計上
(3)その他：イベント代 ※料金が発生するイベントのみ

(利用定員)

第9条 三妻児童クラブAの定員は、45名とする。

(通常の事業の実施区域)

第10条 三妻児童クラブAの通常の事業実施は、常総市大生・五箇・三妻小学校区とする。

(事業の利用に当たっての留意事項)

第11条 三妻児童クラブAを利用する児童の保護者は、事業の利用に当たっては、次に規定する内容および『申請案内』『児童クラブのしおり』に記載されている事項に留意すること。

- (1)児童が欠席をする場合には、保護者は電話その他の連絡方法により、児童クラブへ届け出ること。
- (2)児童又はその家族の感染症の発生により、外の児童へ感染する恐れがあると認められる場合は、事業者は児童に対して、欠席を命じることができる。

(緊急時及び事故発生時等における対応方法)

第12条 放課後児童支援員及び補助員は、緊急時及び事故発生時等には、『安全管理マニュアル』に従い、対応するものとする。

(非常災害対策)

第13条 放課後児童支援員及び補助員は、非常災害発生時には『災害時対応マニュアル』に従い、対応するものとする。

(個人情報の保護)

第14条 放課後児童支援員及び補助員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た児童又はその家族の個人情報を漏らしてはならない。

- 2 事業者（常総市）は、放課後児童支援員及び補助員であった者が辞職した後においても、業務上知り得た個人情報を漏らしてはならない旨を、雇用契約時の内容とする。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第15条 放課後児童支援員及び補助員は、児童に対し、児童福祉法第33条の10各号に掲げる行為その他、児童の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(その他事業の運営に関する重要事項)

第16条 事業者（常総市）は、放課後児童支援員及び補助員の資質向上を図るために、研修の機会を設けるものとする。

- 2 事業者（常総市）は、放課後児童支援員及び補助員・設備・備品および会計に関する諸記録を整備し、市が定める期間（事業年度終了後5年間）保存するものとする。
- 3 事業者（常総市）は、児童の支援に関する諸記録を整備し、市が定める期間（事業年度終了後5年間）保存するものとする。
- 4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、必要に応じて保護者に周知するものとする。

附 則

この規定は、平成27年4月1日から施行する。

この規定は、令和2年4月1日から施行する。

（第1条、第2条から第11条改正）

この規定は、令和3年4月1日から施行する。

三妻児童クラブB運営規程

(事業の目的)

第1条 三妻児童クラブBは、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第2項に基づき、放課後児童健全育成事業を行うことを目的とする。

(運営の方針)

- 第2条 保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生を利用対象とし、放課後や学校の休業日等に適切な遊びや生活の場を提供することにより、児童の健全な育成を図るとともに、本事業の実施を通して、仕事と子育ての両立を支援するものとする。
- 2 事業の実施にあたっては、利用者の人権に十分配慮するとともに、利用者的人格を尊重して、運営を行うものとする。
 - 3 事業の実施にあたっては、地域との結びつきを重視し、利用者が通学する小学校およびその他の関係機関との密接な連携に努めるものとする。
 - 4 事業の実施にあたっては、自らその提供する支援の評価を行い、常にその改善を図る。
 - 5 前4項のほか、児童福祉法及び常総市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年9月17日常総市条例第19号）その他の関係法令等を遵守し、事業を実施するものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称：三妻児童クラブB
- (2) 所在地：常総市中妻町2641番地1

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 三妻児童クラブBにおける職員の種類、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- (1) 職種：放課後児童支援員、補助員
- (2) 員数：1単位につき最低2名（児童支援員を最低1名常駐させる）
- (3) 職務内容：放課後児童支援員は、利用者への支援提供、利用者と保護者との連絡調整、設備及び備品等の安全管理を行う。補助員は、放課後児童支援員の補助を行う。

(開所日及び開所時間)

第5条 三妻児童クラブBの開所日及び開所時間は、次のとおりとする。

- (1) 月曜日から金曜日までの授業日：授業の終了後から午後7時
- (2) 学校の休業日：午前7時から午後7時

(休所日)

第6条 三妻児童クラブBの休所日は、次のとおりとする。

- (1) 土曜日・日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (3) お盆（8月13日～16日）
- (4) 年末年始（12月29日～1月3日）
- (5) その他、学級閉鎖や、台風・大雪等で学校が臨時休校になった日

(支援の内容)

第7条 三妻児童クラブBにおける放課後児童健全育成事業の内容は、次のとおりとする。

- (1) 放課後児童健全育成事業における支援の提供
第5条に規定する開所日及び開所時間において、利用者の支援を行うものとする。
- (2) その他支援に係る行事等

(保護者が支払うべき額等)

第8条 三妻児童クラブBを利用する児童の保護者が支払う額は、次のとおりとする。

- (1) 利用料：有料 ※常総市児童クラブの設置及び管理に関する条例のとおり
- (2) おやつ代：80円/日 ※食べた日数分で計上
- (3) その他：イベント代 ※料金が発生するイベントのみ

(利用定員)

第9条 三妻児童クラブBの定員は、35名とする。

(通常の事業の実施区域)

第10条 三妻児童クラブBの通常の事業実施は、常総市大生・五箇・三妻小学校区とする。

| 12

(事業の利用に当たっての留意事項)

第11条 三妻児童クラブBを利用する児童の保護者は、事業の利用に当たっては、次に規定する内容および『申請案内』『児童クラブのしおり』に記載されている事項に留意すること。

- (1) 児童が欠席をする場合には、保護者は電話その他の連絡方法により、児童クラブへ届け出ること。
- (2) 児童又はその家族の感染症の発生により、外の児童へ感染する恐れがあると認められる場合は、事業者は児童に対して、欠席を命じることができる。

(緊急時及び事故発生時等における対応方法)

第12条 放課後児童支援員及び補助員は、緊急時及び事故発生時等には、『安全管理マニュアル』に従い、対応するものとする。

(非常災害対策)

第13条 放課後児童支援員及び補助員は、非常災害発生時には、『災害時対応マニュアル』に従い、対応するものとする。

(個人情報保護)

第14条 放課後児童支援員及び補助員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た児童又はその家族の個人情報を漏らしてはならない。

- 2 事業者（常総市）は、放課後児童支援員及び補助員であった者が辞職した後においても、業務上知り得た個人情報を漏らしてはならない旨を、雇用契約時の内容とする。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第15条 放課後児童支援員及び補助員は、児童に対し、児童福祉法第33条の10各号に掲げる行為その他、児童の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(その他事業の運営に関する重要事項)

第16条 事業者（常総市）は、放課後児童支援員及び補助員の資質向上を図るために、研修の機会を設けるものとする。

- 2 事業者（常総市）は、放課後児童支援員及び補助員・設備・備品および会計に関する諸記録を整備し、市が定める期間（事業年度終了後5年間）保存するものとする。
- 3 事業者（常総市）は、児童の支援に関する諸記録を整備し、市が定める期間（事業年度終了後5年間）保存するものとする。
- 4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、必要に応じて保護者に周知するものとする。

附 則

この規定は、平成27年4月1日から施行する。

この規定は、令和2年4月1日から施行する。

（第1条、第2条から第11条改正）

この規定は、令和3年4月1日から施行する。

大花羽小児童クラブ運営規程

(事業の目的)

第1条 大花羽小児童クラブは、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第2項に基づき、放課後児童健全育成事業を行うことを目的とする。

(運営の方針)

- 第2条 保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生を利用対象とし、放課後や学校の休業日等に適切な遊びや生活の場を提供することにより、児童の健全な育成を図るとともに、本事業の実施を通して、仕事と子育ての両立を支援するものとする。
- 2 事業の実施にあたっては、利用者の人権に十分配慮するとともに、利用者的人格を尊重して、運営を行うものとする。
 - 3 事業の実施にあたっては、地域との結びつきを重視し、利用者が通学する小学校およびその他の関係機関との密接な連携に努めるものとする。
 - 4 事業の実施にあたっては、自らその提供する支援の評価を行い、常にその改善を図る。
 - 5 前4項のほか、児童福祉法及び常総市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年9月17日常総市条例第19号）その他の関係法令等を遵守し、事業を実施するものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称：大花羽小児童クラブ
- (2) 所在地：常総市大輪町386番地1

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 大花羽小児童クラブにおける職員の種類、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- (1) 職種：放課後児童支援員、補助員
- (2) 員数：1単位につき最低2名（児童支援員を最低1名常駐させる）
- (3) 職務内容：放課後児童支援員は、利用者への支援提供、利用者と保護者との連絡調整、設備及び備品等の安全管理を行う。補助員は、放課後児童支援員の補助を行う。

(開所日及び開所時間)

第5条 大花羽小児童クラブの開所日及び開所時間は、次のとおりとする。

- (1) 月曜日から金曜日までの授業日：授業の終了後から午後7時
- (2) 第1及び第3土曜日：午前7時から午後1時
- (3) 学校の休業日：午前7時から午後7時

(休所日)

第6条 大花羽小児童クラブの休所日は、次のとおりとする。

- (1) 日曜日
- (2) 第1及び第3以外の土曜日
- (3) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (4) お盆（8月13日～16日）
- (5) 年末年始（12月29日～1月3日）
- (6) その他、学級閉鎖や、台風・大雪等で学校が臨時休校になった日

(支援の内容)

第7条 大花羽小児童クラブにおける放課後児童健全育成事業の内容は、次のとおりとする。

- (1) 放課後児童健全育成事業における支援の提供
第5条に規定する開所日及び開所時間において、利用者の支援を行うものとする。
- (2) その他支援に係る行事等

(保護者が支払うべき額等)

第8条 大花羽小児童クラブを利用する児童の保護者が支払う額は、次のとおりとする。

- (1) 利用料：有料 ※常総市児童クラブの設置及び管理に関する条例のとおり

- (2)おやつ代：80円/日 ※食べた日数分で計上
(3)その他：イベント代 ※料金が発生するイベントのみ

(利用定員)

第9条 大花羽小児童クラブの定員は、40名とする。

(通常の事業の実施区域)

第10条 大花羽小児童クラブの通常の事業実施は、常総市大花羽・菅原小学校区とする。

(事業の利用に当たっての留意事項)

第11条 大花羽小児童クラブを利用する児童の保護者は、事業の利用に当たっては、次に規定する内容および『申請案内』『児童クラブのしおり』に記載されている事項に留意すること。

- (1)児童が欠席をする場合には、保護者は電話その他の連絡方法により、児童クラブへ届け出ること。
- (2)児童又はその家族の感染症の発生により、外の児童へ感染する恐れがあると認められる場合は、事業者は児童に対して、欠席を命じることができる。

(緊急時及び事故発生時等における対応方法)

第12条 放課後児童支援員及び補助員は、緊急時及び事故発生時等には、『安全管理マニュアル』に従い、対応するものとする。

(非常災害対策)

第13条 放課後児童支援員及び補助員は、非常災害発生時には『災害時対応マニュアル』に従い、対応するものとする。

(個人情報の保護)

第14条 放課後児童支援員及び補助員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た児童又はその家族の個人情報を漏らしてはならない。

- 2 事業者（常総市）は、放課後児童支援員及び補助員であった者が辞職した後においても、業務上知り得た個人情報を漏らしてはならない旨を、雇用契約時の内容とする。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第15条 放課後児童支援員及び補助員は、児童に対し、児童福祉法第33条の10各号に掲げる行為その他、児童の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(その他事業の運営に関する重要事項)

第16条 事業者（常総市）は、放課後児童支援員及び補助員の資質向上を図るために、研修の機会を設けるものとする。

- 2 事業者（常総市）は、放課後児童支援員及び補助員・設備・備品および会計に関する諸記録を整備し、市が定める期間（事業年度終了後5年間）保存するものとする。
- 3 事業者（常総市）は、児童の支援に関する諸記録を整備し、市が定める期間（事業年度終了後5年間）保存するものとする。
- 4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、必要に応じて保護者に周知するものとする。

附 則

この規定は、平成27年4月1日から施行する。

この規定は、令和2年4月1日から施行する。

（第1条、第2条から第11条改正）

この規定は、令和3年4月1日から施行する。

豊岡小児童クラブA運営規程

(事業の目的)

第1条 豊岡小児童クラブAは、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第2項に基づき、放課後児童健全育成事業を行うことを目的とする。

(運営の方針)

- 第2条 保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生を利用対象とし、放課後や学校の休業日等に適切な遊びや生活の場を提供することにより、児童の健全な育成を図るとともに、本事業の実施を通して、仕事と子育ての両立を支援するものとする。
- 2 事業の実施にあたっては、利用者の人権に十分配慮するとともに、利用者的人格を尊重して、運営を行うものとする。
 - 3 事業の実施にあたっては、地域との結びつきを重視し、利用者が通学する小学校およびその他の関係機関との密接な連携に努めるものとする。
 - 4 事業の実施にあたっては、自らその提供する支援の評価を行い、常にその改善を図る。
 - 5 前4項のほか、児童福祉法及び常総市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年9月17日常総市条例第19号）その他の関係法令等を遵守し、事業を実施するものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称：豊岡小児童クラブA
- (2) 所在地：常総市豊岡町丙3362番地

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 豊岡小児童クラブAにおける職員の種類、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- (1) 職種：放課後児童支援員、補助員
- (2) 員数：1単位につき最低2名（児童支援員を最低1名常駐させる）
- (3) 職務内容：放課後児童支援員は、利用者への支援提供、利用者と保護者との連絡調整、設備及び備品等の安全管理を行う。補助員は、放課後児童支援員の補助を行う。

(開所日及び開所時間)

第5条 豊岡小児童クラブAの開所日及び開所時間は、次のとおりとする。

- (1) 月曜日から金曜日までの授業日：授業の終了後から午後7時
- (2) 第1及び第3土曜日：午前7時から午後1時
- (3) 学校の休業日：午前7時から午後7時

(休所日)

第6条 豊岡小児童クラブAの休所日は、次のとおりとする。

- (1) 日曜日
- (2) 第1及び第3以外の土曜日
- (3) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (4) お盆（8月13日～16日）
- (5) 年末年始（12月29日～1月3日）
- (6) その他、学級閉鎖や、台風・大雪等で学校が臨時休校になった日

(支援の内容)

第7条 豊岡小児童クラブAにおける放課後児童健全育成事業の内容は、次のとおりとする。

- (1) 放課後児童健全育成事業における支援の提供
第5条に規定する開所日及び開所時間において、利用者の支援を行うものとする。
- (2) その他支援に係る行事等

(保護者が支払うべき額等)

第8条 豊岡小児童クラブAを利用する児童の保護者が支払う額は、次のとおりとする。

- (1) 利用料：有料 ※常総市児童クラブの設置及び管理に関する条例のとおり

- (2)おやつ代：80円/日 ※食べた日数分で計上
(3)その他：イベント代 ※料金が発生するイベントのみ

(利用定員)

第9条 豊岡小児童クラブAの定員は、45名とする。

(通常の事業の実施区域)

第10条 豊岡小児童クラブAの通常の事業実施は、常総市豊岡小学校区とする。

(事業の利用に当たっての留意事項)

第11条 豊岡小児童クラブAを利用する児童の保護者は、事業の利用に当たっては、次に規定する内容および『申請案内』『児童クラブのしおり』に記載されている事項に留意すること。

- (1)児童が欠席をする場合には、保護者は電話その他の連絡方法により、児童クラブへ届け出ること。
- (2)児童又はその家族の感染症の発生により、外の児童へ感染する恐れがあると認められる場合は、事業者は児童に対して、欠席を命じることができる。

(緊急時及び事故発生時等における対応方法)

第12条 放課後児童支援員及び補助員は、緊急時及び事故発生時等には、『安全管理マニュアル』に従い、対応するものとする。

(非常災害対策)

第13条 放課後児童支援員及び補助員は、非常災害発生時には『災害時対応マニュアル』に従い、対応するものとする。

(個人情報の保護)

第14条 放課後児童支援員及び補助員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た児童又はその家族の個人情報を漏らしてはならない。

- 2 事業者（常総市）は、放課後児童支援員及び補助員であった者が辞職した後においても、業務上知り得た個人情報を漏らしてはならない旨を、雇用契約時の内容とする。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第15条 放課後児童支援員及び補助員は、児童に対し、児童福祉法第33条の10各号に掲げる行為その他、児童の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(その他事業の運営に関する重要事項)

第16条 事業者（常総市）は、放課後児童支援員及び補助員の資質向上を図るために、研修の機会を設けるものとする。

- 2 事業者（常総市）は、放課後児童支援員及び補助員・設備・備品および会計に関する諸記録を整備し、市が定める期間（事業年度終了後5年間）保存するものとする。
- 3 事業者（常総市）は、児童の支援に関する諸記録を整備し、市が定める期間（事業年度終了後5年間）保存するものとする。
- 4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、必要に応じて保護者に周知するものとする。

附 則

この規定は、平成27年4月1日から施行する。

この規定は、令和2年4月1日から施行する。

（第1条、第2条から第11条改正）

この規定は、令和3年4月1日から施行する。

豊岡小児童クラブB運営規程

(事業の目的)

第1条 豊岡小児童クラブBは、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第2項に基づき、放課後児童健全育成事業を行うことを目的とする。

(運営の方針)

- 第2条 保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生を利用対象とし、放課後や学校の休業日等に適切な遊びや生活の場を提供することにより、児童の健全な育成を図るとともに、本事業の実施を通して、仕事と子育ての両立を支援するものとする。
- 2 事業の実施にあたっては、利用者の人権に十分配慮するとともに、利用者的人格を尊重して、運営を行うものとする。
 - 3 事業の実施にあたっては、地域との結びつきを重視し、利用者が通学する小学校およびその他の関係機関との密接な連携に努めるものとする。
 - 4 事業の実施にあたっては、自らその提供する支援の評価を行い、常にその改善を図る。
 - 5 前4項のほか、児童福祉法及び常総市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年9月17日常総市条例第19号）その他の関係法令等を遵守し、事業を実施するものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称：豊岡小児童クラブB
- (2) 所在地：常総市豊岡町丙3362番地

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 豊岡小児童クラブBにおける職員の種類、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- (1) 職種：放課後児童支援員、補助員
- (2) 員数：1単位につき最低2名（児童支援員を最低1名常駐させる）
- (3) 職務内容：放課後児童支援員は、利用者への支援提供、利用者と保護者との連絡調整、設備及び備品等の安全管理を行う。補助員は、放課後児童支援員の補助を行う。

(開所日及び開所時間)

第5条 豊岡小児童クラブBの開所日及び開所時間は、次のとおりとする。

- (1) 月曜日から金曜日までの授業日：授業の終了後から午後7時
- (2) 学校の休業日：午前7時から午後7時

(休所日)

第6条 豊岡小児童クラブBの休所日は、次のとおりとする。

- (1) 土曜日・日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (3) お盆（8月13日～16日）
- (4) 年末年始（12月29日～1月3日）
- (5) その他、学級閉鎖や、台風・大雪等で学校が臨時休校になった日

(支援の内容)

第7条 豊岡小児童クラブBにおける放課後児童健全育成事業の内容は、次のとおりとする。

- (1) 放課後児童健全育成事業における支援の提供
第5条に規定する開所日及び開所時間において、利用者の支援を行うものとする。
- (2) その他支援に係る行事等

(保護者が支払うべき額等)

第8条 豊岡小児童クラブBを利用する児童の保護者が支払う額は、次のとおりとする。

- (1) 利用料：有料 ※常総市児童クラブの設置及び管理に関する条例のとおり
- (2) おやつ代：80円/日 ※食べた日数分で計上
- (3) その他：イベント代 ※料金が発生するイベントのみ

(利用定員)

第9条 豊岡小児童クラブBの定員は、36名とする。

(通常の事業の実施区域)

第10条 豊岡小児童クラブBの通常の事業実施は、常総市豊岡小学校区とする。

(事業の利用に当たっての留意事項)

第11条 豊岡小児童クラブBを利用する児童の保護者は、事業の利用に当たっては、次に規定する内容および『申請案内』『児童クラブのしおり』に記載されている事項に留意すること。

- (1) 児童が欠席をする場合には、保護者は電話その他の連絡方法により、児童クラブへ届け出ること。
- (2) 児童又はその家族の感染症の発生により、外の児童へ感染する恐れがあると認められる場合は、事業者は児童に対して、欠席を命じることができる。

(緊急時及び事故発生時等における対応方法)

第12条 放課後児童支援員及び補助員は、緊急時及び事故発生時等には、『安全管理マニュアル』に従い、対応するものとする。

(非常災害対策)

第13条 放課後児童支援員及び補助員は、非常災害発生時には、『災害時対応マニュアル』に従い、対応するものとする。

(個人情報保護)

第14条 放課後児童支援員及び補助員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た児童又はその家族の個人情報を漏らしてはならない。

- 2 事業者（常総市）は、放課後児童支援員及び補助員であった者が辞職した後においても、業務上知り得た個人情報を漏らしてはならない旨を、雇用契約時の内容とする。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第15条 放課後児童支援員及び補助員は、児童に対し、児童福祉法第33条の10各号に掲げる行為その他、児童の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(その他事業の運営に関する重要事項)

第16条 事業者（常総市）は、放課後児童支援員及び補助員の資質向上を図るために、研修の機会を設けるものとする。

- 2 事業者（常総市）は、放課後児童支援員及び補助員・設備・備品および会計に関する諸記録を整備し、市が定める期間（事業年度終了後5年間）保存するものとする。
- 3 事業者（常総市）は、児童の支援に関する諸記録を整備し、市が定める期間（事業年度終了後5年間）保存するものとする。
- 4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、必要に応じて保護者に周知するものとする。

附 則

この規定は、平成27年4月1日から施行する。

この規定は、令和2年4月1日から施行する。

（第1条、第2条から第11条改正）

この規定は、令和3年4月1日から施行する。

絹西小児童クラブA運営規程

(事業の目的)

第1条 絹西小児童クラブAは、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第2項に基づき、放課後児童健全育成事業を行うことを目的とする。

(運営の方針)

第2条 保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生を利用対象とし、放課後や学校の休業日等に適切な遊びや生活の場を提供することにより、児童の健全な育成を図るとともに、本事業の実施を通して、仕事と子育ての両立を支援するものとする。

2 事業の実施にあたっては、利用者の人権に十分配慮するとともに、利用者的人格を尊重して、運営を行うものとする。

3 事業の実施にあたっては、地域との結びつきを重視し、利用者が通学する小学校およびその他の関係機関との密接な連携に努めるものとする。

4 事業の実施にあたっては、自らその提供する支援の評価を行い、常にその改善を図る。

5 前4項のほか、児童福祉法及び常総市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年9月17日常総市条例第19号）その他の関係法令等を遵守し、事業を実施するものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

(1) 名称：絹西小児童クラブA

(2) 所在地：常総市坂手町7303番地3

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 絹西小児童クラブAにおける職員の種類、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

(1) 職種：放課後児童支援員、補助員

(2) 員数：1単位につき最低2名（児童支援員を最低1名常駐させる）

(3) 職務内容：放課後児童支援員は、利用者への支援提供、利用者と保護者との連絡調整、設備及び備品等の安全管理を行う。補助員は、放課後児童支援員の補助を行う。

(開所日及び開所時間)

第5条 絹西小児童クラブAの開所日及び開所時間は、次のとおりとする。

(1) 月曜日から金曜日までの授業日：授業の終了後から午後7時

(2) 第1及び第3土曜日：午前7時から午後1時

(3) 学校の休業日：午前7時から午後7時

(休所日)

第6条 絹西小児童クラブAの休所日は、次のとおりとする。

(1) 日曜日

(2) 第1及び第3以外の土曜日

(3) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(4) お盆（8月13日～16日）

(5) 年末年始（12月29日～1月3日）

(6) その他、学級閉鎖や、台風・大雪等で学校が臨時休校になった日

(支援の内容)

第7条 絹西小児童クラブAにおける放課後児童健全育成事業の内容は、次のとおりとする。

(1) 放課後児童健全育成事業における支援の提供

第5条に規定する開所日及び開所時間において、利用者の支援を行うものとする。

(2) その他支援に係る行事等

(保護者が支払うべき額等)

第8条 絹西小児童クラブAを利用する児童の保護者が支払う額は、次のとおりとする。

(1) 利用料：有料 ※常総市児童クラブの設置及び管理に関する条例のとおり

- (2)おやつ代：80円/日 ※食べた日数分で計上
(3)その他：イベント代 ※料金が発生するイベントのみ

(利用定員)

第9条 絹西小児童クラブAの定員は、45名とする。

(通常の事業の実施区域)

第10条 絹西小児童クラブAの通常の事業実施は、常総市絹西小学校区とする。

(事業の利用に当たっての留意事項)

第11条 絹西小児童クラブAを利用する児童の保護者は、事業の利用に当たっては、次に規定する内容および『申請案内』『児童クラブのしおり』に記載されている事項に留意すること。

- (1)児童が欠席をする場合には、保護者は電話その他の連絡方法により、児童クラブへ届け出ること。
- (2)児童又はその家族の感染症の発生により、外の児童へ感染する恐れがあると認められる場合は、事業者は児童に対して、欠席を命じることができる。

(緊急時及び事故発生時等における対応方法)

第12条 放課後児童支援員及び補助員は、緊急時及び事故発生時等には、『安全管理マニュアル』に従い、対応するものとする。

(非常災害対策)

第13条 放課後児童支援員及び補助員は、非常災害発生時には『災害時対応マニュアル』に従い、対応するものとする。

(個人情報の保護)

第14条 放課後児童支援員及び補助員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た児童又はその家族の個人情報を漏らしてはならない。

- 2 事業者（常総市）は、放課後児童支援員及び補助員であった者が辞職した後においても、業務上知り得た個人情報を漏らしてはならない旨を、雇用契約時の内容とする。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第15条 放課後児童支援員及び補助員は、児童に対し、児童福祉法第33条の10各号に掲げる行為その他、児童の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(その他事業の運営に関する重要事項)

第16条 事業者（常総市）は、放課後児童支援員及び補助員の資質向上を図るために、研修の機会を設けるものとする。

- 2 事業者（常総市）は、放課後児童支援員及び補助員・設備・備品および会計に関する諸記録を整備し、市が定める期間（事業年度終了後5年間）保存するものとする。
- 3 事業者（常総市）は、児童の支援に関する諸記録を整備し、市が定める期間（事業年度終了後5年間）保存するものとする。
- 4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、必要に応じて保護者に周知するものとする。

附 則

この規定は、平成27年4月1日から施行する。

この規定は、令和2年4月1日から施行する。

（第1条、第2条から第11条改正）

この規定は、令和3年4月1日から施行する。

絹西小児童クラブB運営規程

(事業の目的)

第1条 絹西小児童クラブBは、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第2項に基づき、放課後児童健全育成事業を行うことを目的とする。

(運営の方針)

- 第2条 保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生を利用対象とし、放課後や学校の休業日等に適切な遊びや生活の場を提供することにより、児童の健全な育成を図るとともに、本事業の実施を通して、仕事と子育ての両立を支援するものとする。
- 2 事業の実施にあたっては、利用者の人権に十分配慮するとともに、利用者的人格を尊重して、運営を行うものとする。
 - 3 事業の実施にあたっては、地域との結びつきを重視し、利用者が通学する小学校およびその他の関係機関との密接な連携に努めるものとする。
 - 4 事業の実施にあたっては、自らその提供する支援の評価を行い、常にその改善を図る。
 - 5 前4項のほか、児童福祉法及び常総市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年9月17日常総市条例第19号）その他の関係法令等を遵守し、事業を実施するものとする。

| 21

(事業所の名称等)

第3条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称：絹西小児童クラブB
- (2) 所在地：常総市坂手町7303番地3

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 絹西小児童クラブBにおける職員の種類、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- (1) 職種：放課後児童支援員、補助員
- (2) 員数：1単位につき最低2名（児童支援員を最低1名常駐させる）
- (3) 職務内容：放課後児童支援員は、利用者への支援提供、利用者と保護者との連絡調整、設備及び備品等の安全管理を行う。補助員は、放課後児童支援員の補助を行う。

(開所日及び開所時間)

第5条 絹西小児童クラブBの開所日及び開所時間は、次のとおりとする。

- (1) 月曜日から金曜日までの授業日：授業の終了後から午後7時
- (2) 学校の休業日：午前7時から午後7時

(休所日)

第6条 絹西小児童クラブBの休所日は、次のとおりとする。

- (1) 土曜日・日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (3) お盆（8月13日～16日）
- (4) 年末年始（12月29日～1月3日）
- (5) その他、学級閉鎖や、台風・大雪等で学校が臨時休校になった日

(支援の内容)

第7条 絹西小児童クラブBにおける放課後児童健全育成事業の内容は、次のとおりとする。

- (1) 放課後児童健全育成事業における支援の提供
第5条に規定する開所日及び開所時間において、利用者の支援を行うものとする。
- (2) その他支援に係る行事等

(保護者が支払うべき額等)

第8条 絹西小児童クラブBを利用する児童の保護者が支払う額は、次のとおりとする。

- (1) 利用料：有料 ※常総市児童クラブの設置及び管理に関する条例のとおり
- (2) おやつ代：80円/日 ※食べた日数分で計上
- (3) その他：イベント代 ※料金が発生するイベントのみ

(利用定員)

第9条 絹西小児童クラブBの定員は、40名とする。

(通常の事業の実施区域)

第10条 絹西小児童クラブBの通常の事業実施は、常総市絹西小学校区とする。

(事業の利用に当たっての留意事項)

第11条 絹西小児童クラブBを利用する児童の保護者は、事業の利用に当たっては、次に規定する内容および『申請案内』『児童クラブのしおり』に記載されている事項に留意すること。

- (1) 児童が欠席をする場合には、保護者は電話その他の連絡方法により、児童クラブへ届け出ること。
- (2) 児童又はその家族の感染症の発生により、外の児童へ感染する恐れがあると認められる場合は、事業者は児童に対して、欠席を命じることができる。

(緊急時及び事故発生時等における対応方法)

第12条 放課後児童支援員及び補助員は、緊急時及び事故発生時等には、『安全管理マニュアル』に従い、対応するものとする。

(非常災害対策)

第13条 放課後児童支援員及び補助員は、非常災害発生時には、『災害時対応マニュアル』に従い、対応するものとする。

(個人情報の保護)

第14条 放課後児童支援員及び補助員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た児童又はその家族の個人情報を漏らしてはならない。

- 2 事業者（常総市）は、放課後児童支援員及び補助員であった者が辞職した後においても、業務上知り得た個人情報を漏らしてはならない旨を、雇用契約時の内容とする。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第15条 放課後児童支援員及び補助員は、児童に対し、児童福祉法第33条の10各号に掲げる行為その他、児童の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(その他事業の運営に関する重要事項)

第16条 事業者（常総市）は、放課後児童支援員及び補助員の資質向上を図るために、研修の機会を設けるものとする。

- 2 事業者（常総市）は、放課後児童支援員及び補助員・設備・備品および会計に関する諸記録を整備し、市が定める期間（事業年度終了後5年間）保存するものとする。
- 3 事業者（常総市）は、児童の支援に関する諸記録を整備し、市が定める期間（事業年度終了後5年間）保存するものとする。
- 4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、必要に応じて保護者に周知するものとする。

附 則

この規定は、平成27年4月1日から施行する。

この規定は、令和2年4月1日から施行する。

（第1条、第2条から第11条改正）

この規定は、令和3年4月1日から施行する。

絹西小児童クラブC運営規程

(事業の目的)

第1条 絹西小児童クラブCは、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第2項に基づき、放課後児童健全育成事業を行うことを目的とする。

(運営の方針)

- 第2条 保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生を利用対象とし、放課後や学校の休業日等に適切な遊びや生活の場を提供することにより、児童の健全な育成を図るとともに、本事業の実施を通して、仕事と子育ての両立を支援するものとする。
- 2 事業の実施にあたっては、利用者の人権に十分配慮するとともに、利用者的人格を尊重して、運営を行うものとする。
 - 3 事業の実施にあたっては、地域との結びつきを重視し、利用者が通学する小学校およびその他の関係機関との密接な連携に努めるものとする。
 - 4 事業の実施にあたっては、自らその提供する支援の評価を行い、常にその改善を図る。
 - 5 前4項のほか、児童福祉法及び常総市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年9月17日常総市条例第19号）その他の関係法令等を遵守し、事業を実施するものとする。

| 23

(事業所の名称等)

第3条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称：絹西小児童クラブC
- (2) 所在地：常総市坂手町7303番地3

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 絹西小児童クラブCにおける職員の種類、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- (1) 職種：放課後児童支援員、補助員
- (2) 員数：1単位につき最低2名（児童支援員を最低1名常駐させる）
- (3) 職務内容：放課後児童支援員は、利用者への支援提供、利用者と保護者との連絡調整、設備及び備品等の安全管理を行う。補助員は、放課後児童支援員の補助を行う。

(開所日及び開所時間)

第5条 絹西小児童クラブCの開所日及び開所時間は、次のとおりとする。

- (1) 月曜日から金曜日までの授業日：授業の終了後から午後7時
- (2) 学校の休業日：午前7時から午後7時

(休所日)

第6条 絹西小児童クラブCの休所日は、次のとおりとする。

- (1) 土曜日・日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (3) お盆（8月13日～16日）
- (4) 年末年始（12月29日～1月3日）
- (5) その他、学級閉鎖や、台風・大雪等で学校が臨時休校になった日

(支援の内容)

第7条 絹西小児童クラブCにおける放課後児童健全育成事業の内容は、次のとおりとする。

- (1) 放課後児童健全育成事業における支援の提供
第5条に規定する開所日及び開所時間において、利用者の支援を行うものとする。
- (2) その他支援に係る行事等

(保護者が支払うべき額等)

第8条 絹西小児童クラブCを利用する児童の保護者が支払う額は、次のとおりとする。

- (1) 利用料：有料 ※常総市児童クラブの設置及び管理に関する条例のとおり
- (2) おやつ代：80円/日 ※食べた日数分で計上
- (3) その他：イベント代 ※料金が発生するイベントのみ

(利用定員)

第9条 絹西小児童クラブCの定員は、36名とする。

(通常の事業の実施区域)

第10条 絹西小児童クラブCの通常の事業実施は、常総市絹西小学校区とする。

(事業の利用に当たっての留意事項)

第11条 絹西小児童クラブCを利用する児童の保護者は、事業の利用に当たっては、次に規定する内容および『申請案内』『児童クラブのしおり』に記載されている事項に留意すること。

(1) 児童が欠席をする場合には、保護者は電話その他の連絡方法により、児童クラブへ届け出ること。

(2) 児童又はその家族の感染症の発生により、外の児童へ感染する恐れがあると認められる場合は、事業者は児童に対して、欠席を命じることができる。

(緊急時及び事故発生時等における対応方法)

第12条 放課後児童支援員及び補助員は、緊急時及び事故発生時等には、『安全管理マニュアル』に従い、対応するものとする。

(非常災害対策)

第13条 放課後児童支援員及び補助員は、非常災害発生時には『災害時対応マニュアル』に従い、対応するものとする。

(個人情報保護)

第14条 放課後児童支援員及び補助員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た児童又はその家族の個人情報を漏らしてはならない。

2 事業者（常総市）は、放課後児童支援員及び補助員であった者が辞職した後においても、業務上知り得た個人情報を漏らしてはならない旨を、雇用契約時の内容とする。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第15条 放課後児童支援員及び補助員は、児童に対し、児童福祉法第33条の10各号に掲げる行為その他、児童の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(その他事業の運営に関する重要事項)

第16条 事業者（常総市）は、放課後児童支援員及び補助員の資質向上を図るために、研修の機会を設けるものとする。

2 事業者（常総市）は、放課後児童支援員及び補助員・設備・備品および会計に関する諸記録を整備し、市が定める期間（事業年度終了後5年間）保存するものとする。

3 事業者（常総市）は、児童の支援に関する諸記録を整備し、市が定める期間（事業年度終了後5年間）保存するものとする。

4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、必要に応じて保護者に周知するものとする。

附 則

この規定は、平成27年4月1日から施行する。

この規定は、令和2年4月1日から施行する。

（第1条、第2条から第11条改正）

この規定は、令和3年4月1日から施行する。

菅生小児童クラブ運営規程

(事業の目的)

第1条 菅生小児童クラブは、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第2項に基づき、放課後児童健全育成事業を行うことを目的とする。

(運営の方針)

- 第2条 保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生を利用対象とし、放課後や学校の休業日等に適切な遊びや生活の場を提供することにより、児童の健全な育成を図るとともに、本事業の実施を通して、仕事と子育ての両立を支援するものとする。
- 2 事業の実施にあたっては、利用者の人権に十分配慮するとともに、利用者的人格を尊重して、運営を行うものとする。
 - 3 事業の実施にあたっては、地域との結びつきを重視し、利用者が通学する小学校およびその他の関係機関との密接な連携に努めるものとする。
 - 4 事業の実施にあたっては、自らその提供する支援の評価を行い、常にその改善を図る。
 - 5 前4項のほか、児童福祉法及び常総市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年9月17日常総市条例第19号）その他の関係法令等を遵守し、事業を実施するものとする。

| 25

(事業所の名称等)

第3条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称：菅生小児童クラブ
- (2) 所在地：常総市菅生町4711番地

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 菅生小児童クラブにおける職員の種類、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- (1) 職種：放課後児童支援員、補助員
- (2) 員数：1単位につき最低2名（児童支援員を最低1名常駐させる）
- (3) 職務内容：放課後児童支援員は、利用者への支援提供、利用者と保護者との連絡調整、設備及び備品等の安全管理を行う。補助員は、放課後児童支援員の補助を行う。

(開所日及び開所時間)

第5条 菅生小児童クラブの開所日及び開所時間は、次のとおりとする。

- (1) 月曜日から金曜日までの授業日：授業の終了後から午後7時
- (2) 第1及び第3土曜日：午前7時から午後1時
- (3) 学校の休業日：午前7時から午後7時

(休所日)

第6条 菅生小児童クラブの休所日は、次のとおりとする。

- (1) 日曜日
- (2) 第1及び第3以外の土曜日
- (3) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (4) お盆（8月13日～16日）
- (5) 年末年始（12月29日～1月3日）
- (6) その他、学級閉鎖や、台風・大雪等で学校が臨時休校になった日

(支援の内容)

第7条 菅生小児童クラブにおける放課後児童健全育成事業の内容は、次のとおりとする。

- (1) 放課後児童健全育成事業における支援の提供
第5条に規定する開所日及び開所時間において、利用者の支援を行うものとする。
- (2) その他支援に係る行事等

(保護者が支払うべき額等)

第8条 菅生小児童クラブを利用する児童の保護者が支払う額は、次のとおりとする。

- (1) 利用料：有料 ※常総市児童クラブの設置及び管理に関する条例のとおり

- (2)おやつ代：80円/日 ※食べた日数分で計上
(3)その他：イベント代 ※料金が発生するイベントのみ

(利用定員)

第9条 菅生小児童クラブの定員は、45名とする。

(通常の事業の実施区域)

第10条 菅生小児童クラブの通常の事業実施は、常総市菅生小学校区とする。

(事業の利用に当たっての留意事項)

第11条 菅生小児童クラブを利用する児童の保護者は、事業の利用に当たっては、次に規定する内容および『申請案内』『児童クラブのしおり』に記載されている事項に留意すること。

- (1)児童が欠席をする場合には、保護者は電話その他の連絡方法により、児童クラブへ届け出ること。
- (2)児童又はその家族の感染症の発生により、外の児童へ感染する恐れがあると認められる場合は、事業者は児童に対して、欠席を命じることができる。

(緊急時及び事故発生時等における対応方法)

第12条 放課後児童支援員及び補助員は、緊急時及び事故発生時等には、『安全管理マニュアル』に従い、対応するものとする。

(非常災害対策)

第13条 放課後児童支援員及び補助員は、非常災害発生時には『災害時対応マニュアル』に従い、対応するものとする。

(個人情報の保護)

第14条 放課後児童支援員及び補助員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た児童又はその家族の個人情報を漏らしてはならない。

- 2 事業者（常総市）は、放課後児童支援員及び補助員であった者が辞職した後においても、業務上知り得た個人情報を漏らしてはならない旨を、雇用契約時の内容とする。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第15条 放課後児童支援員及び補助員は、児童に対し、児童福祉法第33条の10各号に掲げる行為その他、児童の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(その他事業の運営に関する重要事項)

第16条 事業者（常総市）は、放課後児童支援員及び補助員の資質向上を図るために、研修の機会を設けるものとする。

- 2 事業者（常総市）は、放課後児童支援員及び補助員・設備・備品および会計に関する諸記録を整備し、市が定める期間（事業年度終了後5年間）保存するものとする。
- 3 事業者（常総市）は、児童の支援に関する諸記録を整備し、市が定める期間（事業年度終了後5年間）保存するものとする。
- 4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、必要に応じて保護者に周知するものとする。

附 則

この規定は、平成27年4月1日から施行する。

この規定は、令和2年4月1日から施行する。

（第1条、第2条から第11条改正）

この規定は、令和3年4月1日から施行する。

岡田小児童クラブA運営規程

(事業の目的)

第1条 岡田小児童クラブAは、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第2項に基づき、放課後児童健全育成事業を行うことを目的とする。

(運営の方針)

- 第2条 保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生を利用対象とし、放課後や学校の休業日等に適切な遊びや生活の場を提供することにより、児童の健全な育成を図るとともに、本事業の実施を通して、仕事と子育ての両立を支援するものとする。
- 2 事業の実施にあたっては、利用者の人権に十分配慮するとともに、利用者的人格を尊重して、運営を行うものとする。
 - 3 事業の実施にあたっては、地域との結びつきを重視し、利用者が通学する小学校およびその他の関係機関との密接な連携に努めるものとする。
 - 4 事業の実施にあたっては、自らその提供する支援の評価を行い、常にその改善を図る。
 - 5 前4項のほか、児童福祉法及び常総市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年9月17日常総市条例第19号）その他の関係法令等を遵守し、事業を実施するものとする。

| 27

(事業所の名称等)

第3条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称：岡田小児童クラブA
- (2) 所在地：常総市向石下1020番地

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 岡田小児童クラブAにおける職員の種類、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- (1) 職種：放課後児童支援員、補助員
- (2) 員数：1単位につき最低2名（児童支援員を最低1名常駐させる）
- (3) 職務内容：放課後児童支援員は、利用者への支援提供、利用者と保護者との連絡調整、設備及び備品等の安全管理を行う。補助員は、放課後児童支援員の補助を行う。

(開所日及び開所時間)

第5条 岡田小児童クラブAの開所日及び開所時間は、次のとおりとする。

- (1) 月曜日から金曜日までの授業日：授業の終了後から午後7時
- (2) 第1及び第3土曜日：午前7時から午後1時
- (3) 学校の休業日：午前7時から午後7時

(休所日)

第6条 岡田小児童クラブAの休所日は、次のとおりとする。

- (1) 日曜日
- (2) 第1及び第3以外の土曜日
- (3) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (4) お盆（8月13日～16日）
- (5) 年末年始（12月29日～1月3日）
- (6) その他、学級閉鎖や、台風・大雪等で学校が臨時休校になった日

(支援の内容)

第7条 岡田小児童クラブAにおける放課後児童健全育成事業の内容は、次のとおりとする。

- (1) 放課後児童健全育成事業における支援の提供
第5条に規定する開所日及び開所時間において、利用者の支援を行うものとする。
- (2) その他支援に係る行事等

(保護者が支払うべき額等)

第8条 岡田小児童クラブAを利用する児童の保護者が支払う額は、次のとおりとする。

- (1) 利用料：有料 ※常総市児童クラブの設置及び管理に関する条例のとおり

- (2)おやつ代：80円/日 ※食べた日数分で計上
(3)その他：イベント代 ※料金が発生するイベントのみ

(利用定員)

第9条 岡田小児童クラブAの定員は、45名とする。

(通常の事業の実施区域)

第10条 岡田小児童クラブAの通常の事業実施は、常総市岡田小学校区とする。

(事業の利用に当たっての留意事項)

第11条 岡田小児童クラブAを利用する児童の保護者は、事業の利用に当たっては、次に規定する内容および『申請案内』『児童クラブのしおり』に記載されている事項に留意すること。

- (1)児童が欠席をする場合には、保護者は電話その他の連絡方法により、児童クラブへ届け出ること。
- (2)児童又はその家族の感染症の発生により、外の児童へ感染する恐れがあると認められる場合は、事業者は児童に対して、欠席を命じることができる。

(緊急時及び事故発生時等における対応方法)

第12条 放課後児童支援員及び補助員は、緊急時及び事故発生時等には、『安全管理マニュアル』に従い、対応するものとする。

(非常災害対策)

第13条 放課後児童支援員及び補助員は、非常災害発生時には『災害時対応マニュアル』に従い、対応するものとする。

(個人情報の保護)

第14条 放課後児童支援員及び補助員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た児童又はその家族の個人情報を漏らしてはならない。

- 2 事業者（常総市）は、放課後児童支援員及び補助員であった者が辞職した後においても、業務上知り得た個人情報を漏らしてはならない旨を、雇用契約時の内容とする。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第15条 放課後児童支援員及び補助員は、児童に対し、児童福祉法第33条の10各号に掲げる行為その他、児童の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(その他事業の運営に関する重要事項)

第16条 事業者（常総市）は、放課後児童支援員及び補助員の資質向上を図るために、研修の機会を設けるものとする。

- 2 事業者（常総市）は、放課後児童支援員及び補助員・設備・備品および会計に関する諸記録を整備し、市が定める期間（事業年度終了後5年間）保存するものとする。
- 3 事業者（常総市）は、児童の支援に関する諸記録を整備し、市が定める期間（事業年度終了後5年間）保存するものとする。
- 4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、必要に応じて保護者に周知するものとする。

附 則

この規定は、平成27年4月1日から施行する。

この規定は、令和2年4月1日から施行する。

（第1条、第2条から第11条改正）

この規定は、令和3年4月1日から施行する。

岡田小児童クラブB運営規程

(事業の目的)

第1条 岡田小児童クラブBは、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第2項に基づき、放課後児童健全育成事業を行うことを目的とする。

(運営の方針)

- 第2条 保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生を利用対象とし、放課後や学校の休業日等に適切な遊びや生活の場を提供することにより、児童の健全な育成を図るとともに、本事業の実施を通して、仕事と子育ての両立を支援するものとする。
- 2 事業の実施にあたっては、利用者の人権に十分配慮するとともに、利用者的人格を尊重して、運営を行うものとする。
 - 3 事業の実施にあたっては、地域との結びつきを重視し、利用者が通学する小学校およびその他の関係機関との密接な連携に努めるものとする。
 - 4 事業の実施にあたっては、自らその提供する支援の評価を行い、常にその改善を図る。
 - 5 前4項のほか、児童福祉法及び常総市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年9月17日常総市条例第19号）その他の関係法令等を遵守し、事業を実施するものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称：岡田小児童クラブB
- (2) 所在地：常総市向石下1020番地

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 岡田小児童クラブBにおける職員の種類、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- (1) 職種：放課後児童支援員、補助員
- (2) 員数：1単位につき最低2名（児童支援員を最低1名常駐させる）
- (3) 職務内容：放課後児童支援員は、利用者への支援提供、利用者と保護者との連絡調整、設備及び備品等の安全管理を行う。補助員は、放課後児童支援員の補助を行う。

(開所日及び開所時間)

第5条 岡田小児童クラブBの開所日及び開所時間は、次のとおりとする。

- (1) 月曜日から金曜日までの授業日：授業の終了後から午後7時
- (2) 学校の休業日：午前7時から午後7時

(休所日)

第6条 岡田小児童クラブBの休所日は、次のとおりとする。

- (1) 土曜日・日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (3) お盆（8月13日～16日）
- (4) 年末年始（12月29日～1月3日）
- (5) その他、学級閉鎖や、台風・大雪等で学校が臨時休校になった日

(支援の内容)

第7条 岡田小児童クラブBにおける放課後児童健全育成事業の内容は、次のとおりとする。

- (1) 放課後児童健全育成事業における支援の提供
第5条に規定する開所日及び開所時間において、利用者の支援を行うものとする。
- (2) その他支援に係る行事等

(保護者が支払うべき額等)

第8条 岡田小児童クラブBを利用する児童の保護者が支払う額は、次のとおりとする。

- (1) 利用料：有料 ※常総市児童クラブの設置及び管理に関する条例のとおり
- (2) おやつ代：80円/日 ※食べた日数分で計上
- (3) その他：イベント代 ※料金が発生するイベントのみ

(利用定員)

第9条 岡田小児童クラブBの定員は、24名とする。

(通常の事業の実施区域)

第10条 岡田小児童クラブBの通常の事業実施は、常総市岡田小学校区とする。

(事業の利用に当たっての留意事項)

第11条 岡田小児童クラブBを利用する児童の保護者は、事業の利用に当たっては、次に規定する内容および『申請案内』『児童クラブのしおり』に記載されている事項に留意すること。

- (1) 児童が欠席をする場合には、保護者は電話その他の連絡方法により、児童クラブへ届け出ること。
- (2) 児童又はその家族の感染症の発生により、外の児童へ感染する恐れがあると認められる場合は、事業者は児童に対して、欠席を命じることができる。

(緊急時及び事故発生時等における対応方法)

第12条 放課後児童支援員及び補助員は、緊急時及び事故発生時等には、『安全管理マニュアル』に従い、対応するものとする。

(非常災害対策)

第13条 放課後児童支援員及び補助員は、非常災害発生時には、『災害時対応マニュアル』に従い、対応するものとする。

(個人情報保護)

第14条 放課後児童支援員及び補助員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た児童又はその家族の個人情報を漏らしてはならない。

- 2 事業者（常総市）は、放課後児童支援員及び補助員であった者が辞職した後においても、業務上知り得た個人情報を漏らしてはならない旨を、雇用契約時の内容とする。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第15条 放課後児童支援員及び補助員は、児童に対し、児童福祉法第33条の10各号に掲げる行為その他、児童の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(その他事業の運営に関する重要事項)

第16条 事業者（常総市）は、放課後児童支援員及び補助員の資質向上を図るために、研修の機会を設けるものとする。

- 2 事業者（常総市）は、放課後児童支援員及び補助員・設備・備品および会計に関する諸記録を整備し、市が定める期間（事業年度終了後5年間）保存するものとする。
- 3 事業者（常総市）は、児童の支援に関する諸記録を整備し、市が定める期間（事業年度終了後5年間）保存するものとする。
- 4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、必要に応じて保護者に周知するものとする。

附 則

この規定は、平成27年4月1日から施行する。

この規定は、令和2年4月1日から施行する。

（第1条、第2条から第11条改正）

この規定は、令和3年4月1日から施行する。

岡田小児童クラブC運営規程

(事業の目的)

第1条 岡田小児童クラブCは、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第2項に基づき、放課後児童健全育成事業を行うことを目的とする。

(運営の方針)

- 第2条 保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生を利用対象とし、放課後や学校の休業日等に適切な遊びや生活の場を提供することにより、児童の健全な育成を図るとともに、本事業の実施を通して、仕事と子育ての両立を支援するものとする。
- 2 事業の実施にあたっては、利用者の人権に十分配慮するとともに、利用者的人格を尊重して、運営を行うものとする。
 - 3 事業の実施にあたっては、地域との結びつきを重視し、利用者が通学する小学校およびその他の関係機関との密接な連携に努めるものとする。
 - 4 事業の実施にあたっては、自らその提供する支援の評価を行い、常にその改善を図る。
 - 5 前4項のほか、児童福祉法及び常総市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年9月17日常総市条例第19号）その他の関係法令等を遵守し、事業を実施するものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称：岡田小児童クラブC
- (2) 所在地：常総市向石下1020番地

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 岡田小児童クラブCにおける職員の種類、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- (1) 職種：放課後児童支援員、補助員
- (2) 員数：1単位につき最低2名（児童支援員を最低1名常駐させる）
- (3) 職務内容：放課後児童支援員は、利用者への支援提供、利用者と保護者との連絡調整、設備及び備品等の安全管理を行う。補助員は、放課後児童支援員の補助を行う。

(開所日及び開所時間)

第5条 岡田小児童クラブCの開所日及び開所時間は、次のとおりとする。

- (1) 月曜日から金曜日までの授業日：授業の終了後から午後7時
- (2) 学校の休業日：午前7時から午後7時

(休所日)

第6条 岡田小児童クラブCの休所日は、次のとおりとする。

- (1) 土曜日・日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (3) お盆（8月13日～16日）
- (4) 年末年始（12月29日～1月3日）
- (5) その他、学級閉鎖や、台風・大雪等で学校が臨時休校になった日

(支援の内容)

第7条 岡田小児童クラブCにおける放課後児童健全育成事業の内容は、次のとおりとする。

- (1) 放課後児童健全育成事業における支援の提供
第5条に規定する開所日及び開所時間において、利用者の支援を行うものとする。
- (2) その他支援に係る行事等

(保護者が支払うべき額等)

第8条 岡田小児童クラブCを利用する児童の保護者が支払う額は、次のとおりとする。

- (1) 利用料：有料 ※常総市児童クラブの設置及び管理に関する条例のとおり
- (2) おやつ代：80円/日 ※食べた日数分で計上
- (3) その他：イベント代 ※料金が発生するイベントのみ

(利用定員)

第9条 岡田小児童クラブCの定員は、21名とする。

(通常の事業の実施区域)

第10条 岡田小児童クラブCの通常の事業実施は、常総市岡田小学校区とする。

(事業の利用に当たっての留意事項)

第11条 岡田小児童クラブCを利用する児童の保護者は、事業の利用に当たっては、次に規定する内容および『申請案内』『児童クラブのしおり』に記載されている事項に留意すること。

- (1) 児童が欠席をする場合には、保護者は電話その他の連絡方法により、児童クラブへ届け出ること。
- (2) 児童又はその家族の感染症の発生により、外の児童へ感染する恐れがあると認められる場合は、事業者は児童に対して、欠席を命じることができる。

(緊急時及び事故発生時等における対応方法)

第12条 放課後児童支援員及び補助員は、緊急時及び事故発生時等には、『安全管理マニュアル』に従い、対応するものとする。

(非常災害対策)

第13条 放課後児童支援員及び補助員は、非常災害発生時には、『災害時対応マニュアル』に従い、対応するものとする。

(個人情報保護)

第14条 放課後児童支援員及び補助員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た児童又はその家族の個人情報を漏らしてはならない。

- 2 事業者（常総市）は、放課後児童支援員及び補助員であった者が辞職した後においても、業務上知り得た個人情報を漏らしてはならない旨を、雇用契約時の内容とする。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第15条 放課後児童支援員及び補助員は、児童に対し、児童福祉法第33条の10各号に掲げる行為その他、児童の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(その他事業の運営に関する重要事項)

第16条 事業者（常総市）は、放課後児童支援員及び補助員の資質向上を図るために、研修の機会を設けるものとする。

- 2 事業者（常総市）は、放課後児童支援員及び補助員・設備・備品および会計に関する諸記録を整備し、市が定める期間（事業年度終了後5年間）保存するものとする。
- 3 事業者（常総市）は、児童の支援に関する諸記録を整備し、市が定める期間（事業年度終了後5年間）保存するものとする。
- 4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、必要に応じて保護者に周知するものとする。

附 則

この規定は、平成27年4月1日から施行する。

この規定は、令和2年4月1日から施行する。

（第1条、第2条から第11条改正）

この規定は、令和3年4月1日から施行する。

玉小児童クラブ運営規程

(事業の目的)

第1条 玉小児童クラブは、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第2項に基づき、放課後児童健全育成事業を行うことを目的とする。

(運営の方針)

- 第2条 保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生を利用対象とし、放課後や学校の休業日等に適切な遊びや生活の場を提供することにより、児童の健全な育成を図るとともに、本事業の実施を通して、仕事と子育ての両立を支援するものとする。
- 2 事業の実施にあたっては、利用者の人権に十分配慮するとともに、利用者的人格を尊重して、運営を行うものとする。
 - 3 事業の実施にあたっては、地域との結びつきを重視し、利用者が通学する小学校およびその他の関係機関との密接な連携に努めるものとする。
 - 4 事業の実施にあたっては、自らその提供する支援の評価を行い、常にその改善を図る。
 - 5 前4項のほか、児童福祉法及び常総市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年9月17日常総市条例第19号）その他の関係法令等を遵守し、事業を実施するものとする。

| 33

(事業所の名称等)

第3条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称：玉小児童クラブ
- (2) 所在地：常総市若宮戸794番地

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 玉小児童クラブにおける職員の種類、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- (1) 職種：放課後児童支援員、補助員
- (2) 員数：1単位につき最低2名（児童支援員を最低1名常駐させる）
- (3) 職務内容：放課後児童支援員は、利用者への支援提供、利用者と保護者との連絡調整、設備及び備品等の安全管理を行う。補助員は、放課後児童支援員の補助を行う。

(開所日及び開所時間)

第5条 玉小児童クラブの開所日及び開所時間は、次のとおりとする。

- (1) 月曜日から金曜日までの授業日：授業の終了後から午後7時
- (2) 第1及び第3土曜日：午前7時から午後1時
- (3) 学校の休業日：午前7時から午後7時

(休所日)

第6条 玉小児童クラブの休所日は、次のとおりとする。

- (1) 日曜日
- (2) 第1及び第3以外の土曜日
- (3) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (4) お盆（8月13日～16日）
- (5) 年末年始（12月29日～1月3日）
- (6) その他、学級閉鎖や、台風・大雪等で学校が臨時休校になった日

(支援の内容)

第7条 玉小児童クラブにおける放課後児童健全育成事業の内容は、次のとおりとする。

- (1) 放課後児童健全育成事業における支援の提供
第5条に規定する開所日及び開所時間において、利用者の支援を行うものとする。
- (2) その他支援に係る行事等

(保護者が支払うべき額等)

第8条 玉小児童クラブを利用する児童の保護者が支払う額は、次のとおりとする。

- (1) 利用料：有料 ※常総市児童クラブの設置及び管理に関する条例のとおり

- (2)おやつ代：80円/日 ※食べた日数分で計上
(3)その他：イベント代 ※料金が発生するイベントのみ

(利用定員)

第9条 玉小児童クラブの定員は、40名とする。

(通常の事業の実施区域)

第10条 玉小児童クラブの通常の事業実施は、常総市玉小学校区とする。

(事業の利用に当たっての留意事項)

第11条 玉小児童クラブを利用する児童の保護者は、事業の利用に当たっては、次に規定する内容および『申請案内』『児童クラブのしおり』に記載されている事項に留意すること。

- (1)児童が欠席をする場合には、保護者は電話その他の連絡方法により、児童クラブへ届け出ること。
- (2)児童又はその家族の感染症の発生により、外の児童へ感染する恐れがあると認められる場合は、事業者は児童に対して、欠席を命じることができる。

(緊急時及び事故発生時等における対応方法)

第12条 放課後児童支援員及び補助員は、緊急時及び事故発生時等には、『安全管理マニュアル』に従い、対応するものとする。

(非常災害対策)

第13条 放課後児童支援員及び補助員は、非常災害発生時には『災害時対応マニュアル』に従い、対応するものとする。

(個人情報の保護)

第14条 放課後児童支援員及び補助員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た児童又はその家族の個人情報を漏らしてはならない。

- 2 事業者（常総市）は、放課後児童支援員及び補助員であった者が辞職した後においても、業務上知り得た個人情報を漏らしてはならない旨を、雇用契約時の内容とする。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第15条 放課後児童支援員及び補助員は、児童に対し、児童福祉法第33条の10各号に掲げる行為その他、児童の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(その他事業の運営に関する重要事項)

第16条 事業者（常総市）は、放課後児童支援員及び補助員の資質向上を図るために、研修の機会を設けるものとする。

- 2 事業者（常総市）は、放課後児童支援員及び補助員・設備・備品および会計に関する諸記録を整備し、市が定める期間（事業年度終了後5年間）保存するものとする。
- 3 事業者（常総市）は、児童の支援に関する諸記録を整備し、市が定める期間（事業年度終了後5年間）保存するものとする。
- 4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、必要に応じて保護者に周知するものとする。

附 則

この規定は、平成27年4月1日から施行する。

この規定は、令和2年4月1日から施行する。

（第1条、第2条から第11条改正）

この規定は、令和3年4月1日から施行する。

石下小児童クラブA運営規程

(事業の目的)

第1条 石下小児童クラブAは、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第2項に基づき、放課後児童健全育成事業を行うことを目的とする。

(運営の方針)

- 第2条 保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生を利用対象とし、放課後や学校の休業日等に適切な遊びや生活の場を提供することにより、児童の健全な育成を図るとともに、本事業の実施を通して、仕事と子育ての両立を支援するものとする。
- 2 事業の実施にあたっては、利用者の人権に十分配慮するとともに、利用者的人格を尊重して、運営を行うものとする。
 - 3 事業の実施にあたっては、地域との結びつきを重視し、利用者が通学する小学校およびその他の関係機関との密接な連携に努めるものとする。
 - 4 事業の実施にあたっては、自らその提供する支援の評価を行い、常にその改善を図る。
 - 5 前4項のほか、児童福祉法及び常総市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年9月17日常総市条例第19号）その他の関係法令等を遵守し、事業を実施するものとする。

| 35

(事業所の名称等)

第3条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称：石下小児童クラブA
- (2) 所在地：常総市新石下1907番地1

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 石下小児童クラブAにおける職員の種類、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- (1) 職種：放課後児童支援員、補助員
- (2) 員数：1単位につき最低2名（児童支援員を最低1名常駐させる）
- (3) 職務内容：放課後児童支援員は、利用者への支援提供、利用者と保護者との連絡調整、設備及び備品等の安全管理を行う。補助員は、放課後児童支援員の補助を行う。

(開所日及び開所時間)

第5条 石下小児童クラブAの開所日及び開所時間は、次のとおりとする。

- (1) 月曜日から金曜日までの授業日：授業の終了後から午後7時
- (2) 土曜日：午前7時から午後7時
- (3) 学校の休業日：午前7時から午後7時

(休所日)

第6条 石下小児童クラブAの休所日は、次のとおりとする。

- (1) 日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (3) お盆（8月13日～16日）
- (4) 年末年始（12月29日～1月3日）
- (5) その他、学級閉鎖や、台風・大雪等で学校が臨時休校になった日

(支援の内容)

第7条 石下小児童クラブAにおける放課後児童健全育成事業の内容は、次のとおりとする。

- (1) 放課後児童健全育成事業における支援の提供
第5条に規定する開所日及び開所時間において、利用者の支援を行うものとする。
- (2) その他支援に係る行事等

(保護者が支払うべき額等)

第8条 石下小児童クラブAを利用する児童の保護者が支払う額は、次のとおりとする。

- (1) 利用料：有料 ※常総市児童クラブの設置及び管理に関する条例のとおり
- (2) おやつ代：80円/日 ※食べた日数分で計上

(3)その他 : イベント代 ※料金が発生するイベントのみ
(利用定員)

第9条 石下小児童クラブAの定員は、45名とする。

(通常の事業の実施区域)

第10条 石下小児童クラブAの通常の事業実施は、常総市石下小学校区とする。

| 36

(事業の利用に当たっての留意事項)

第11条 石下小児童クラブAを利用する児童の保護者は、事業の利用に当たっては、次に規定する内容および『申請案内』『児童クラブのしおり』に記載されている事項に留意すること。

- (1)児童が欠席をする場合には、保護者は電話その他の連絡方法により、児童クラブへ届け出ること。
- (2)児童又はその家族の感染症の発生により、外の児童へ感染する恐れがあると認められる場合は、事業者は児童に対して、欠席を命じることができる。

(緊急時及び事故発生時等における対応方法)

第12条 放課後児童支援員及び補助員は、緊急時及び事故発生時等には、『安全管理マニュアル』に従い、対応するものとする。

(非常災害対策)

第13条 放課後児童支援員及び補助員は、非常災害発生時には、『災害時対応マニュアル』に従い、対応するものとする。

(個人情報保護)

第14条 放課後児童支援員及び補助員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た児童又はその家族の個人情報を漏らしてはならない。

- 2 事業者(常総市)は、放課後児童支援員及び補助員であった者が辞職した後においても、業務上知り得た個人情報を漏らしてはならない旨を、雇用契約時の内容とする。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第15条 放課後児童支援員及び補助員は、児童に対し、児童福祉法第33条の10各号に掲げる行為その他、児童の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(その他事業の運営に関する重要事項)

第16条 事業者(常総市)は、放課後児童支援員及び補助員の資質向上を図るために、研修の機会を設けるものとする。

- 2 事業者(常総市)は、放課後児童支援員及び補助員・設備・備品および会計に関する諸記録を整備し、市が定める期間(事業年度終了後5年間)保存するものとする。
- 3 事業者(常総市)は、児童の支援に関する諸記録を整備し、市が定める期間(事業年度終了後5年間)保存するものとする。
- 4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、必要に応じて保護者に周知するものとする。

附 則

この規定は、平成27年4月1日から施行する。

この規定は、令和2年4月1日から施行する。

(第1条, 第2条から第11条改正)

この規定は、令和3年4月1日から施行する。

石下小児童クラブB運営規程

(事業の目的)

第1条 石下小児童クラブBは、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第2項に基づき、放課後児童健全育成事業を行うことを目的とする。

(運営の方針)

- 第2条 保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生を利用対象とし、放課後や学校の休業日等に適切な遊びや生活の場を提供することにより、児童の健全な育成を図るとともに、本事業の実施を通して、仕事と子育ての両立を支援するものとする。
- 2 事業の実施にあたっては、利用者の人権に十分配慮するとともに、利用者的人格を尊重して、運営を行うものとする。
 - 3 事業の実施にあたっては、地域との結びつきを重視し、利用者が通学する小学校およびその他の関係機関との密接な連携に努めるものとする。
 - 4 事業の実施にあたっては、自らその提供する支援の評価を行い、常にその改善を図る。
 - 5 前4項のほか、児童福祉法及び常総市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年9月17日常総市条例第19号）その他の関係法令等を遵守し、事業を実施するものとする。

| 37

(事業所の名称等)

第3条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称：石下小児童クラブB
- (2) 所在地：常総市新石下1907番地1

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 石下小児童クラブBにおける職員の種類、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- (1) 職種：放課後児童支援員、補助員
- (2) 員数：1単位につき最低2名（児童支援員を最低1名常駐させる）
- (3) 職務内容：放課後児童支援員は、利用者への支援提供、利用者と保護者との連絡調整、設備及び備品等の安全管理を行う。補助員は、放課後児童支援員の補助を行う。

(開所日及び開所時間)

第5条 石下小児童クラブBの開所日及び開所時間は、次のとおりとする。

- (1) 月曜日から金曜日までの授業日：授業の終了後から午後7時
- (2) 学校の休業日：午前7時から午後7時

(休所日)

第6条 石下小児童クラブBの休所日は、次のとおりとする。

- (1) 土曜日・日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (3) お盆（8月13日～16日）
- (4) 年末年始（12月29日～1月3日）
- (5) その他、学級閉鎖や、台風・大雪等で学校が臨時休校になった日

(支援の内容)

第7条 石下小児童クラブBにおける放課後児童健全育成事業の内容は、次のとおりとする。

- (1) 放課後児童健全育成事業における支援の提供
第5条に規定する開所日及び開所時間において、利用者の支援を行うものとする。
- (2) その他支援に係る行事等

(保護者が支払うべき額等)

第8条 石下小児童クラブBを利用する児童の保護者が支払う額は、次のとおりとする。

- (1) 利用料：有料 ※常総市児童クラブの設置及び管理に関する条例のとおり
- (2) おやつ代：80円/日 ※食べた日数分で計上
- (3) その他：イベント代 ※料金が発生するイベントのみ

(利用定員)

第9条 石下小児童クラブBの定員は、45名とする。

(通常の事業の実施区域)

第10条 石下小児童クラブBの通常の事業実施は、常総市石下小学校区とする。

(事業の利用に当たっての留意事項)

第11条 石下小児童クラブBを利用する児童の保護者は、事業の利用に当たっては、次に規定する内容および『申請案内』『児童クラブのしおり』に記載されている事項に留意すること。

- (1) 児童が欠席をする場合には、保護者は電話その他の連絡方法により、児童クラブへ届け出ること。
- (2) 児童又はその家族の感染症の発生により、外の児童へ感染する恐れがあると認められる場合は、事業者は児童に対して、欠席を命じることができる。

(緊急時及び事故発生時等における対応方法)

第12条 放課後児童支援員及び補助員は、緊急時及び事故発生時等には、『安全管理マニュアル』に従い、対応するものとする。

(非常災害対策)

第13条 放課後児童支援員及び補助員は、非常災害発生時には、『災害時対応マニュアル』に従い、対応するものとする。

(個人情報保護)

第14条 放課後児童支援員及び補助員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た児童又はその家族の個人情報を漏らしてはならない。

- 2 事業者（常総市）は、放課後児童支援員及び補助員であった者が辞職した後においても、業務上知り得た個人情報を漏らしてはならない旨を、雇用契約時の内容とする。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第15条 放課後児童支援員及び補助員は、児童に対し、児童福祉法第33条の10各号に掲げる行為その他、児童の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(その他事業の運営に関する重要事項)

第16条 事業者（常総市）は、放課後児童支援員及び補助員の資質向上を図るために、研修の機会を設けるものとする。

- 2 事業者（常総市）は、放課後児童支援員及び補助員・設備・備品および会計に関する諸記録を整備し、市が定める期間（事業年度終了後5年間）保存するものとする。
- 3 事業者（常総市）は、児童の支援に関する諸記録を整備し、市が定める期間（事業年度終了後5年間）保存するものとする。
- 4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、必要に応じて保護者に周知するものとする。

附 則

この規定は、平成27年4月1日から施行する。

この規定は、令和2年4月1日から施行する。

（第1条、第2条から第11条改正）

この規定は、令和3年4月1日から施行する。

石下小児童クラブC運営規程

(事業の目的)

第1条 石下小児童クラブCは、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第2項に基づき、放課後児童健全育成事業を行うことを目的とする。

(運営の方針)

第2条 保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生を利用対象とし、放課後や学校の休業日等に適切な遊びや生活の場を提供することにより、児童の健全な育成を図るとともに、本事業の実施を通して、仕事と子育ての両立を支援するものとする。

2 事業の実施にあたっては、利用者の人権に十分配慮するとともに、利用者的人格を尊重して、運営を行うものとする。

3 事業の実施にあたっては、地域との結びつきを重視し、利用者が通学する小学校およびその他の関係機関との密接な連携に努めるものとする。

4 事業の実施にあたっては、自らその提供する支援の評価を行い、常にその改善を図る。

5 前4項のほか、児童福祉法及び常総市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年9月17日常総市条例第19号）その他の関係法令等を遵守し、事業を実施するものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

(1) 名称：石下小児童クラブC

(2) 所在地：常総市新石下1907番地1

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 石下小児童クラブCにおける職員の種類、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

(1) 職種：放課後児童支援員、補助員

(2) 職員数：1単位につき最低2名（児童支援員を最低1名常駐させる）

(3) 職務内容：放課後児童支援員は、利用者への支援提供、利用者と保護者との連絡調整、設備及び備品等の安全管理を行う。補助員は、放課後児童支援員の補助を行う。

(開所日及び開所時間)

第5条 石下小児童クラブCの開所日及び開所時間は、次のとおりとする。

(1) 月曜日から金曜日までの授業日：授業の終了後から午後7時

(2) 学校の休業日：午前7時から午後7時

(休所日)

第6条 石下小児童クラブCの休所日は、次のとおりとする。

(1) 土曜日・日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(3) お盆（8月13日～16日）

(4) 年末年始（12月29日～1月3日）

(5) その他、学級閉鎖や、台風・大雪等で学校が臨時休校になった日

(支援の内容)

第7条 石下小児童クラブCにおける放課後児童健全育成事業の内容は、次のとおりとする。

(1) 放課後児童健全育成事業における支援の提供

第5条に規定する開所日及び開所時間において、利用者の支援を行うものとする。

(2) その他支援に係る行事等

(保護者が支払うべき額等)

第8条 石下小児童クラブCを利用する児童の保護者が支払う額は、次のとおりとする。

(1) 利用料：有料 ※常総市児童クラブの設置及び管理に関する条例のとおり

(2) おやつ代：80円/日 ※食べた日数分で計上

(3) その他：イベント代 ※料金が発生するイベントのみ

(利用定員)

第9条 石下小児童クラブCの定員は、37名とする。

(通常の事業の実施区域)

第10条 石下小児童クラブCの通常の事業実施は、常総市石下小学校区とする。

(事業の利用に当たっての留意事項)

第11条 石下小児童クラブCを利用する児童の保護者は、事業の利用に当たっては、次に規定する内容および『申請案内』『児童クラブのしおり』に記載されている事項に留意すること。

- (1) 児童が欠席をする場合には、保護者は電話その他の連絡方法により、児童クラブへ届け出ること。
- (2) 児童又はその家族の感染症の発生により、外の児童へ感染する恐れがあると認められる場合は、事業者は児童に対して、欠席を命じることができる。

(緊急時及び事故発生時等における対応方法)

第12条 放課後児童支援員及び補助員は、緊急時及び事故発生時等には、『安全管理マニュアル』に従い、対応するものとする。

(非常災害対策)

第13条 放課後児童支援員及び補助員は、非常災害発生時には『災害時対応マニュアル』に従い、対応するものとする。

(個人情報保護)

第14条 放課後児童支援員及び補助員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た児童又はその家族の個人情報を漏らしてはならない。

- 2 事業者（常総市）は、放課後児童支援員及び補助員であった者が辞職した後においても、業務上知り得た個人情報を漏らしてはならない旨を、雇用契約時の内容とする。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第15条 放課後児童支援員及び補助員は、児童に対し、児童福祉法第33条の10各号に掲げる行為その他、児童の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(その他事業の運営に関する重要事項)

第16条 事業者（常総市）は、放課後児童支援員及び補助員の資質向上を図るために、研修の機会を設けるものとする。

- 2 事業者（常総市）は、放課後児童支援員及び補助員・設備・備品および会計に関する諸記録を整備し、市が定める期間（事業年度終了後5年間）保存するものとする。
- 3 事業者（常総市）は、児童の支援に関する諸記録を整備し、市が定める期間（事業年度終了後5年間）保存するものとする。
- 4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、必要に応じて保護者に周知するものとする。

附 則

この規定は、平成27年4月1日から施行する。

この規定は、令和2年4月1日から施行する。

（第1条、第2条から第11条改正）

この規定は、令和3年4月1日から施行する。

豊田小児童クラブ運営規程

(事業の目的)

第1条 豊田小児童クラブは、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第2項に基づき、放課後児童健全育成事業を行うことを目的とする。

(運営の方針)

- 第2条 保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生を利用対象とし、放課後や学校の休業日等に適切な遊びや生活の場を提供することにより、児童の健全な育成を図るとともに、本事業の実施を通して、仕事と子育ての両立を支援するものとする。
- 2 事業の実施にあたっては、利用者の人権に十分配慮するとともに、利用者的人格を尊重して、運営を行うものとする。
 - 3 事業の実施にあたっては、地域との結びつきを重視し、利用者が通学する小学校およびその他の関係機関との密接な連携に努めるものとする。
 - 4 事業の実施にあたっては、自らその提供する支援の評価を行い、常にその改善を図る。
 - 5 前4項のほか、児童福祉法及び常総市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年9月17日常総市条例第19号）その他の関係法令等を遵守し、事業を実施するものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称：豊田小児童クラブ
- (2) 所在地：常総市豊田2246番地

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 豊田小児童クラブにおける職員の種類、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- (1) 職種：放課後児童支援員、補助員
- (2) 員数：1単位につき最低2名（児童支援員を最低1名常駐させる）
- (3) 職務内容：放課後児童支援員は、利用者への支援提供、利用者と保護者との連絡調整、設備及び備品等の安全管理を行う。補助員は、放課後児童支援員の補助を行う。

(開所日及び開所時間)

第5条 豊田小児童クラブの開所日及び開所時間は、次のとおりとする。

- (1) 月曜日から金曜日までの授業日：授業の終了後から午後7時
- (2) 第1及び第3土曜日：午前7時から午後1時
- (3) 学校の休業日：午前7時から午後7時

(休所日)

第6条 豊田小児童クラブの休所日は、次のとおりとする。

- (1) 日曜日
- (2) 第1及び第3以外の土曜日
- (3) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (4) お盆（8月13日～16日）
- (5) 年末年始（12月29日～1月3日）
- (6) その他、学級閉鎖や、台風・大雪等で学校が臨時休校になった日

(支援の内容)

第7条 豊田小児童クラブにおける放課後児童健全育成事業の内容は、次のとおりとする。

- (1) 第5条に規定する開所日及び開所時間において、利用者の支援を行うものとする。
- (2) その他支援に係る行事等

(保護者が支払うべき額等)

第8条 豊田小児童クラブを利用する児童の保護者が支払う額は、次のとおりとする。

- (1) 利用料：有料 ※常総市児童クラブの設置及び管理に関する条例のとおり
- (2) おやつ代：80円/日 ※食べた日数分で計上

(3)その他 : イベント代 ※料金が発生するイベントのみ
(利用定員)

第9条 豊田小児童クラブの定員は、38名とする。

(通常の事業の実施区域)

第10条 豊田小児童クラブの通常の事業実施は、常総市豊田小学校区とする。

| 42

(事業の利用に当たっての留意事項)

第11条 豊田小児童クラブを利用する児童の保護者は、事業の利用に当たっては、次に規定する内容および『申請案内』『児童クラブのしおり』に記載されている事項に留意すること。

- (1)児童が欠席をする場合には、保護者は電話その他の連絡方法により、児童クラブへ届け出ること。
- (2)児童又はその家族の感染症の発生により、外の児童へ感染する恐れがあると認められる場合は、事業者は児童に対して、欠席を命じることができる。

(緊急時及び事故発生時等における対応方法)

第12条 放課後児童支援員及び補助員は、緊急時及び事故発生時等には、『安全管理マニュアル』に従い、対応するものとする。

(非常災害対策)

第13条 放課後児童支援員及び補助員は、非常災害発生時には、『災害時対応マニュアル』に従い、対応するものとする。

(個人情報保護)

第14条 放課後児童支援員及び補助員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た児童又はその家族の個人情報を漏らしてはならない。

- 2 事業者(常総市)は、放課後児童支援員及び補助員であった者が退職した後においても、業務上知り得た個人情報を漏らしてはならない旨を、雇用契約時の内容とする。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第15条 放課後児童支援員及び補助員は、児童に対し、児童福祉法第33条の10各号に掲げる行為その他、児童の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(その他事業の運営に関する重要事項)

第16条 事業者(常総市)は、放課後児童支援員及び補助員の資質向上を図るために、研修の機会を設けるものとする。

- 2 事業者(常総市)は、放課後児童支援員及び補助員・設備・備品および会計に関する諸記録を整備し、市が定める期間(事業年度終了後5年間)保存するものとする。
- 3 事業者(常総市)は、児童の支援に関する諸記録を整備し、市が定める期間(事業年度終了後5年間)保存するものとする。
- 4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、必要に応じて保護者に周知するものとする。

附 則

この規定は、平成27年4月1日から施行する。

この規定は、令和2年4月1日から施行する。

(第1条, 第2条から第11条改正)

この規定は、令和3年4月1日から施行する。

飯沼小児童クラブA運営規程

(事業の目的)

第1条 飯沼小児童クラブAは、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第2項に基づき、放課後児童健全育成事業を行うことを目的とする。

(運営の方針)

- 第2条 保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生を利用対象とし、放課後や学校の休業日等に適切な遊びや生活の場を提供することにより、児童の健全な育成を図るとともに、本事業の実施を通して、仕事と子育ての両立を支援するものとする。
- 2 事業の実施にあたっては、利用者の人権に十分配慮するとともに、利用者的人格を尊重して、運営を行うものとする。
 - 3 事業の実施にあたっては、地域との結びつきを重視し、利用者が通学する小学校およびその他の関係機関との密接な連携に努めるものとする。
 - 4 事業の実施にあたっては、自らその提供する支援の評価を行い、常にその改善を図る。
 - 5 前4項のほか、児童福祉法及び常総市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年9月17日常総市条例第19号）その他の関係法令等を遵守し、事業を実施するものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称：飯沼小児童クラブA
- (2) 所在地：常総市鴻野山289番地1

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 飯沼小児童クラブAにおける職員の種類、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- (1) 職種：放課後児童支援員、補助員
- (2) 員数：1単位につき最低2名（児童支援員を最低1名常駐させる）
- (3) 職務内容：放課後児童支援員は、利用者への支援提供、利用者と保護者との連絡調整、設備及び備品等の安全管理を行う。補助員は、放課後児童支援員の補助を行う。

(開所日及び開所時間)

第5条 飯沼小児童クラブAの開所日及び開所時間は、次のとおりとする。

- (1) 月曜日から金曜日までの授業日：授業の終了後から午後7時
- (2) 第1及び第3土曜日：午前7時から午後1時
- (3) 学校の休業日：午前7時から午後7時

(休所日)

第6条 飯沼小児童クラブAの休所日は、次のとおりとする。

- (1) 日曜日
- (2) 第1及び第3以外の土曜日
- (3) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (4) お盆（8月13日～16日）
- (5) 年末年始（12月29日～1月3日）
- (6) その他、学級閉鎖や、台風・大雪等で学校が臨時休校になった日

(支援の内容)

第7条 飯沼小児童クラブAにおける放課後児童健全育成事業の内容は、次のとおりとする。

- (1) 放課後児童健全育成事業における支援の提供
第5条に規定する開所日及び開所時間において、利用者の支援を行うものとする。
- (2) その他支援に係る行事等

(保護者が支払うべき額等)

第8条 飯沼小児童クラブAを利用する児童の保護者が支払う額は、次のとおりとする。

- (1) 利用料：有料 ※常総市児童クラブの設置及び管理に関する条例のとおり

- (2)おやつ代：80円/日 ※食べた日数分で計上
(3)その他：イベント代 ※料金が発生するイベントのみ

(利用定員)

第9条 飯沼小児童クラブAの定員は、45名とする。

(通常の事業の実施区域)

第10条 飯沼小児童クラブAの通常の事業実施は、常総市飯沼小学校区とする。

(事業の利用に当たっての留意事項)

第11条 飯沼小児童クラブAを利用する児童の保護者は、事業の利用に当たっては、次に規定する内容および『申請案内』『児童クラブのしおり』に記載されている事項に留意すること。

- (1) 児童が欠席をする場合には、保護者は電話その他の連絡方法により、児童クラブへ届け出ること。
- (2) 児童又はその家族の感染症の発生により、外の児童へ感染する恐れがあると認められる場合は、事業者は児童に対して、欠席を命じることができる。

(緊急時及び事故発生時等における対応方法)

第12条 放課後児童支援員及び補助員は、緊急時及び事故発生時等には、『安全管理マニュアル』に従い、対応するものとする。

(非常災害対策)

第13条 放課後児童支援員及び補助員は、非常災害発生時には『災害時対応マニュアル』に従い、対応するものとする。

(個人情報の保護)

第14条 放課後児童支援員及び補助員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た児童又はその家族の個人情報を漏らしてはならない。

- 2 事業者（常総市）は、放課後児童支援員及び補助員であった者が辞職した後においても、業務上知り得た個人情報を漏らしてはならない旨を、雇用契約時の内容とする。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第15条 放課後児童支援員及び補助員は、児童に対し、児童福祉法第33条の10各号に掲げる行為その他、児童の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(その他事業の運営に関する重要事項)

第16条 事業者（常総市）は、放課後児童支援員及び補助員の資質向上を図るために、研修の機会を設けるものとする。

- 2 事業者（常総市）は、放課後児童支援員及び補助員・設備・備品および会計に関する諸記録を整備し、市が定める期間（事業年度終了後5年間）保存するものとする。
- 3 事業者（常総市）は、児童の支援に関する諸記録を整備し、市が定める期間（事業年度終了後5年間）保存するものとする。
- 4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、必要に応じて保護者に周知するものとする。

附 則

この規定は、平成27年4月1日から施行する。

この規定は、令和2年4月1日から施行する。

（第1条、第2条から第11条改正）

この規定は、令和3年4月1日から施行する。

飯沼小児童クラブB運営規程

(事業の目的)

第1条 飯沼小児童クラブBは、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第2項に基づき、放課後児童健全育成事業を行うことを目的とする。

(運営の方針)

- 第2条 保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生を利用対象とし、放課後や学校の休業日等に適切な遊びや生活の場を提供することにより、児童の健全な育成を図るとともに、本事業の実施を通して、仕事と子育ての両立を支援するものとする。
- 2 事業の実施にあたっては、利用者の人権に十分配慮するとともに、利用者的人格を尊重して、運営を行うものとする。
 - 3 事業の実施にあたっては、地域との結びつきを重視し、利用者が通学する小学校およびその他の関係機関との密接な連携に努めるものとする。
 - 4 事業の実施にあたっては、自らその提供する支援の評価を行い、常にその改善を図る。
 - 5 前4項のほか、児童福祉法及び常総市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年9月17日常総市条例第19号）その他の関係法令等を遵守し、事業を実施するものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称：飯沼小児童クラブB
- (2) 所在地：常総市鴻野山289番地1

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 飯沼小児童クラブBにおける職員の種類、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- (1) 職種：放課後児童支援員、補助員
- (2) 員数：1単位につき最低2名（児童支援員を最低1名常駐させる）
- (3) 職務内容：放課後児童支援員は、利用者への支援提供、利用者と保護者との連絡調整、設備及び備品等の安全管理を行う。補助員は、放課後児童支援員の補助を行う。

(開所日及び開所時間)

第5条 飯沼小児童クラブBの開所日及び開所時間は、次のとおりとする。

- (1) 月曜日から金曜日までの授業日：授業の終了後から午後7時
- (2) 第1及び第3土曜日：午前7時から午後1時
- (3) 学校の休業日：午前7時から午後7時

(休所日)

第6条 飯沼小児童クラブBの休所日は、次のとおりとする。

- (1) 日曜日
- (2) 第1及び第3以外の土曜日
- (3) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (4) お盆（8月13日～16日）
- (5) 年末年始（12月29日～1月3日）
- (6) その他、学級閉鎖や、台風・大雪等で学校が臨時休校になった日

(支援の内容)

第7条 飯沼小児童クラブBにおける放課後児童健全育成事業の内容は、次のとおりとする。

- (1) 放課後児童健全育成事業における支援の提供
第5条に規定する開所日及び開所時間において、利用者の支援を行うものとする。
- (2) その他支援に係る行事等

(保護者が支払うべき額等)

第8条 飯沼小児童クラブBを利用する児童の保護者が支払う額は、次のとおりとする。

- (1) 利用料：有料 ※常総市児童クラブの設置及び管理に関する条例のとおり

- (2)おやつ代：80円/日 ※食べた日数分で計上
(3)その他：イベント代 ※料金が発生するイベントのみ

(利用定員)

第9条 飯沼小児童クラブBの定員は、20名とする。

(通常の事業の実施区域)

第10条 飯沼小児童クラブBの通常の事業実施は、常総市飯沼小学校区とする。

(事業の利用に当たっての留意事項)

第11条 飯沼小児童クラブBを利用する児童の保護者は、事業の利用に当たっては、次に規定する内容および『申請案内』『児童クラブのしおり』に記載されている事項に留意すること。

- (3) 児童が欠席をする場合には、保護者は電話その他の連絡方法により、児童クラブへ届け出ること。
(4) 児童又はその家族の感染症の発生により、外の児童へ感染する恐れがあると認められる場合は、事業者は児童に対して、欠席を命じることができる。

(緊急時及び事故発生時等における対応方法)

第12条 放課後児童支援員及び補助員は、緊急時及び事故発生時等には、『安全管理マニュアル』に従い、対応するものとする。

(非常災害対策)

第13条 放課後児童支援員及び補助員は、非常災害発生時には『災害時対応マニュアル』に従い、対応するものとする。

(個人情報の保護)

第14条 放課後児童支援員及び補助員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た児童又はその家族の個人情報を漏らしてはならない。

- 2 事業者（常総市）は、放課後児童支援員及び補助員であった者が辞職した後においても、業務上知り得た個人情報を漏らしてはならない旨を、雇用契約時の内容とする。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第15条 放課後児童支援員及び補助員は、児童に対し、児童福祉法第33条の10各号に掲げる行為その他、児童の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(その他事業の運営に関する重要事項)

第16条 事業者（常総市）は、放課後児童支援員及び補助員の資質向上を図るために、研修の機会を設けるものとする。

- 2 事業者（常総市）は、放課後児童支援員及び補助員・設備・備品および会計に関する諸記録を整備し、市が定める期間（事業年度終了後5年間）保存するものとする。
3 事業者（常総市）は、児童の支援に関する諸記録を整備し、市が定める期間（事業年度終了後5年間）保存するものとする。
4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、必要に応じて保護者に周知するものとする。

附 則

この規定は、平成27年4月1日から施行する。

この規定は、令和2年4月1日から施行する。

（第1条、第2条から第11条改正）

この規定は、令和3年4月1日から施行する。